

6月11日（第1日）

6月11日(木)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
企画部長	島津 慎二	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	峰崎 竜昌	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	木村 成弘	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

開会（開議） 午前10時00分

○議長（山根啓志君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回江田島市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 皆さん、おはようございます。平成27年第2回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきましてありがとうございます。

また、市民の方には早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼申し上げます。

中国地方は、平年に比べまして4日ほど早い梅雨入りとなりました。深夜の大雨により、多くの犠牲者を出すこととなりました8.20広島土砂災害の教訓を忘れることなく、これから梅雨本番を迎えるに当たり水防体制など万全を期し、災害発生に対処してまいりたいと考えております。

さて、国外に目を向けますと、被爆70年の節目となる年に開催された核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議においては、中東非核化をめぐり、核軍縮文書が採択されぬまま会議は決裂いたしました。先進7カ国（G7）首脳会議においては、ウクライナ支援問題や南シナ海の安全保障について議論されるなど、安全保障に関する懸念が共有されております。

一方、国政では安倍首相が今国会で成立を期す、集団的自衛権行使の法制化を図る安全保障関連法案の審議が本格化しておりますが、報道各社の世論調査では、賛否が分かれて慎重論が根強く示されております。また、第5次地方分権一括法案や地域再生法の改正案など地方創生関連3法案については、衆議院での可決の後、参議院に送られ今国会で成立する見通しとなりました。

本市におきましても、合併11年目となる新たな未来に踏み出す節目の年であり、今後のまちづくりの指針となる第2次総合計画、第2次財政計画及び第3次行財政改革大綱を一体のものとして着実に推進し、将来像として掲げる「交流と協働で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向け、取り組みの実効性を高めてまいります。

ことは、国を挙げて地方創生をやっていこうという地方創生元年でもあり、積極的に創意工夫し、今後の10年を視野に入れながら、協働と交流で創り出す施策展開に努めてまいりたいと考えております。議員の皆様への御協力、よろしくお願いたします。

それでは、3月13日第1回定例会閉会後の市政の主な事柄につきまして、7項目報告を申し上げます。

まず第1点目が、江田島町小用三丁目地先の公有水面埋立事業についてでございます。

平成25年3月21日に広島県と締結した基本協定に基づき、次のとおり広島県と平成27年度契約を締結し、工事を委託しました。

契約名は、一般国道487号道路改良事業に伴う江田島市江田島町小用三丁目地先公有水面埋立事業に関する平成27年度工事受委託契約。

契約年月日は、平成27年4月1日でございます。

契約金額は、2,660万円。

契約の相手方は、広島県西部建設事務所長。

工期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。

もう1件は、契約名が地方港湾小用港における公有水面埋立事業に係る工事等の実施に関する平成27年度契約。

契約年月日は、平成27年4月10日。

契約金額は、1,600万円。

契約の相手方は、広島県広島港湾振興事務所。

工期は、平成27年4月10日から平成28年3月31日まで。

今年度においても、広島県と連携し早期完成を目指して事業を推進してまいります。

2点目が、江田島市行財政改革審議会の答申についてでございます。

4月30日、江田島市行財政改革審議会の堂野崎平会長から、第3次江田島市行財政改革大綱について答申を受けました。この答申を受け、平成27年度からの5年間、「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現のために、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、今後も着実な行財政改革の進展を図ってまいります。

3点目が、体験型修学旅行等についてでございます。

5月18日、三重県津市立豊里中学校の生徒117人が、今年度最初の体験型修学旅行として、日帰りで本市を訪れました。続いて、5月20日から22日までの3日間、兵庫県尼崎市立武庫東中学校の生徒218人が、本市に滞在しました。生徒たちは、江田島の豊かな自然の中で、魚釣りや農業体験など民泊受け入れ家庭での家業体験を行い、多くの市民の皆様と交流を深めました。

今年度は、体験型修学旅行として県外の中学校5校、高等学校6校の生徒と、広島県「山・海・島」体験活動として県内の小学校8校の児童、総勢約1,900人を受け入れる予定です。この事業を通じて、本市の農業及び漁業の振興に寄与するとともに、民泊受け入れ家庭同士の交流などにより、地域の活性化を図るほか、全国に江田島ファンを拡大できるよう取り組んでまいります。

4点目が、江田島SEA TO SUMMIT 2015についてでございます。

5月30日、31日の両日、江田島SEA TO SUMMIT 2015が開催され、県内外から約150人の参加者がありました。

5月30日は、沖美ふれあいセンターで環境シンポジウムとして、NPO法人「森は海の恋人」の畠山重篤理事長による「森は海の恋人 人の心に木を植える」と題した基

調講演と、モンベルグループの辰野勇代表や芸北高原の自然館の白川勝信主任学芸員等による「海・里・山のつながりを考える」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。

翌31日は、本市の自然を舞台に、サンビーチおきみをスタート地点として、カヤック、自転車、ハイクの3つのステージからなる、約40キロメートルのコースを参加者に楽しんでいただきました。

開催に当たり、御協力いただいた関係機関、企業、団体及び市民の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

5点目が、職員の人事異動についてでございます。

4月1日付で、職員の定期人事異動を発令しました。異動人員は、昇任、昇格、配置がえ、派遣など総勢223人の規模となりました。管理職員の異動は、別紙1のとおりで、別紙2に行政機構図を示しています。なお、この場をおかりいたしまして、新任等の部長職を紹介いたしたいと思っておりますので、しばらく時間をお願いいたします。

まず、企画部長から配置がえの、山本総務部長でございます。

○総務部長（山本修司君） 総務部長の山本です。よろしくお願いいたします。

○市長（田中達美君） 福祉保健部長から配置がえの、島津企画部長でございます。

○企画部長（島津慎二君） 企画部長の島津です。よろしくお願いいたします。

○市長（田中達美君） 保健医療課長から昇任の、峰崎福祉保健部長でございます。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 福祉保健部長の峰崎と申します。よろしくお願いいたします。

○市長（田中達美君） 広島県から派遣の、木村土木建築部長でございます。

○土木建築部長（木村成弘君） 土木建築部長の木村です。よろしくお願いいたします。

○市長（田中達美君） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

6点目は、各種定期総会等についてでございます。

このことについて、別紙3のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席いたしました。

最後に7点目は、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙4のとおり契約を締結いたしております。

以上で、市政報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年1月から平成27年4月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において17番 野崎剛睦議員、1番 平川博之議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（山根啓志君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告書の順に行います。

最初の質問、答弁は登壇し、通告項目について質問、答弁を行う総括質問方式、再質問から質問、答弁は自席で行う一問一答方式となっていますので、よろしく願いいたします。また、類似した質問趣旨は、議事進行の観点から重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

10番 片平 司議員。

○10番（片平 司君） おはようございます。日本共産党の片平です。

通告に従い、一般質問を行います。傍聴者の皆様には、朝早くから傍聴いただきありがとうございます。

2点ほど、質問をさせていただきます。まず最初に、空き家対策特別措置法を、続いて、社会保障と福祉について。

1点目、空き家対策特別措置法について。特別措置法が平成27年5月26日から施行され、地方自治体の指導、勧告、命令が可能となり、解体や除去など強制執行も可能となりました。市町村の権限がふえ、監督責任が問われる法律です。全国的に増加傾向にある空き家は、去年10月の時点でおよそ820万戸です。総務省が、25年後の2040年には43%になると発表しています。広島県の空き家率は、全国平均を上回るペースで増加し、平成25年で15.9%に達しており、これは、ほぼ6戸に1戸が空き家という状況です。日本は、新築住宅のつくり過ぎで、人口減や高齢化にマッチングしていません。地震や台風など災害による倒壊や衛生上、地域住民の生活環境の保全に深刻で大きな問題になっています。放置された土地は私有地であるため、これまで行政が簡単には手を出すことができませんでした。また、所有者を特定しようにも、空き

家は所有者が亡くなるなどして、相続人が登記書類の書きかえを行っておらず、特定が難しいケースも多く困難を期しており、個人交渉では、なかなか解決できない状況が長年続いております。

江田島市における空き家対策特別措置法について、次の5点を問う。

- 1、空き家対策計画書の策定スケジュール及び内容について。
- 2、空き家についてどのように情報収集するのか。
- 3、特定空き家等に対する具体的な措置は。
- 4、財政上の措置及び税制上の措置はどのようにするのか。
- 5、市民への周知、説明はどうするのか。

続いて、2点目の社会保障、福祉について。

安倍政権は、消費税を8%に引き上げ、社会保障のためと言って消費税を増税しながら社会保障費の自然増を聖域なく見直すとして、介護、年金、医療、生活保護等々を切り下げ、次なる計画も進んでいます。

今、政府が進めている社会保障の切り下げと負担増に、市長はどのような認識を持っているのか。また、市民生活を守る施策について、主な次の3点を問う。

- 1、国民健康保険税、介護保険料の滞納等を含める現状と問題点。
- 2、介護保険施設利用料の負担増に伴う現状及び問題点。
- 3、滞納に対し差し押さえの状況。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 空き家対策特別措置法の施行に伴う本市の対応についてお答えいたします。

空き家対策を着実に実施するためには、多岐にわたる課題に横断的に応える必要がございます。本市では、関係する課で空き家対策検討会を設置し、御質問の空き家対策に連携して取り組むこととしております。

それでは、1点目の空き家対策計画の策定スケジュール及び内容についてでございます。

本計画の策定に当たっては、まず、空き家の実態を把握することが重要であると考えております。そのために、空き家の所在や状態を把握し、所有者を特定するとともに、所有者が空き家に対してどのように考えているのか意向を聞き取るための実態調査を、平成27年度から28年度にかけて実施することとしております。

この実態調査の結果を踏まえまして、平成28年度末には、空き家対策計画を策定し公表したいと考えております。なお、本計画を策定する際には、市長のほかに住民や学識経験者などを構成員とした協議会を組織し、十分協議した上で策定したいと思っております。

また、本計画は、国が定めた空き家等に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に基づき策定することとなります。

その内容は、1、対象とする地区や空き家等の種類など、空き家等対策に関する基本

的な方針、2、計画期間、3、空き家等の調査、4、所有者等に対する適切な管理の促進、5、空き家及び除却した跡地の活用の促進、6、特定空き家等に対する措置、7、住民等からの相談への対応、8、対策の実施体制などに関する事項となります。

次に、2点目の空き家の情報収集についてでございます。

まずは、先ほども申し上げましたが、実態調査を行います。また、本特措法では、立入調査の実施や固定資産課税台帳に記載された所有者等の情報の利用も、必要な限度において可能であるとされております。これらの方法も活用しながら、空き家の情報収集を行うよう考えております。

次に、3点目の特定空き家等に対する具体的な措置についてでございます。

本特措法では、適切な管理が行われていない空き家等のうち、特定空き家等と認められるものに対し、市長は、除去、修繕、立ち木、竹の伐採などの必要な措置をとるよう、助言または指導、勧告、命令ができるとともに、強制執行を行うことができるとされております。

一方で、その措置には財産権の制約を伴う行為が含まれており、透明性及び適正性の確保の観点から、慎重な手続を踏むことが必要であると認識しております。

このため、本市といたしましては、国から示された特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を参考に、具体的な措置に係る判断基準や手続を定めるとともに、協議会において意見を聞くなど慎重に対応したいと考えております。

次に、4点目の財政上の措置及び税制上の措置についてでございます。

まず、財政上の措置でございますが、本特措法では、国及び都道府県は空き家対策の円滑な実施のために、補助や地方交付税制度の充実など、必要な財政上の措置を講ずるとされております。

具体的には、空き家対策計画の策定や空き家相談窓口の設置などに要した経費について、特別交付税措置が行われます。

また、既存の補助事業ではありますが、空き家再生等推進事業などがあり、本市ではその補助を受けて、平成25年度から危険家屋と認定された家屋の解体費用の一部を補助する、危険家屋除却事業を行っております。

次に、税制上の措置でございますが、平成27年度税制改正において、本特措法に基づく勧告の対象となった特定空き家等の敷地になっている土地について、固定資産税等の住宅用地特例の適用対象から除外されることとなっております。

最後に、5点目の市民への周知、説明についてでございます。

今年度は、空き家活用住民説明会や相談会の開催、所有者や周辺住民からの相談を受ける相談窓口の設置などを予定しているところです。また、空き家対策計画の策定過程におきましても、広報やホームページなどを活用し、市民への周知、説明を行います。さらに、自治会総会等での説明や出前講座の実施などにより、空き家等所有者の意識の涵養と市民啓発に努めます。

次に、社会保障、福祉についての御質問にお答えいたします。

国は、急速な少子高齢化が進む中、給付と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制

度を構築していくために、社会保障と税の一体改革を推進しているところです。本市においても、社会経済情勢等の変化を踏まえ、将来の世代の負担を過大なものにしないよう、給付と負担のあり方について、適宜見直しに努めてまいりたいと考えております。

まず、国民健康保険税、介護保険料の滞納を含めた現状と問題点についてお答えいたします。

現在、国において、国民健康保険制度が安定した制度となるよう、財政支援の拡充や保険者を都道府県単位にするなど財政基盤強化策を進めているところです。

本市では、被保険者の高齢化、医療の高度化等により保険給付費は毎年増加傾向にあり、大変厳しい財政運営を強いられております。このため、国保については、特定健診の受診率やジェネリック医薬品の利用率の向上などにより医療費の適正化を図っており、介護保険では、介護予防事業の強化により介護度の上昇を抑制し、保険財政の安定化に努めています。

保険税等の滞納者には低所得者が多いため、生活実態の把握に努めつつ、納税相談による滞納の解消を進め、税の公平性を確保しているところでございます。

次に、介護保険施設利用料の負担増に伴う現状及び問題点について、お答えいたします。

介護保険施設を利用した場合、サービス費の1割と居住費、食費、その他の日常生活費の全額を利用者に負担していただいております。本年4月の改正により、居住費と処遇改善加算が引き上げられており、8月からは高所得者の利用者負担がふえる予定です。しかし、施設費、個別機能訓練加算、栄養マネジメント加算など、ほとんどのサービス費については引き下げとなっているため、全体的には大きな負担増にはならないと考えております。

最後に、滞納に対する差し押さえ状況についてお答えいたします。

平成26年度の国民健康保険税については、約2億9,000万円の滞納額に対しまして、73件、約2,300万円の滞納金額を差し押さえ、介護保険料については、約800万円の滞納額に対して、10件、約30万円の滞納金額を差し押さえました。差し押さえについては、地方税法における差し押さえ禁止財産などの規定を遵守し、適正に実施するとともに、納付が困難な者については、執行停止や不納欠損処分を行っているところです。

社会保障制度の役割は、個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対しまして、相互に連帯して支え合い、それでもなお困窮する場合には、必要な生活保障を行うことにあります。

今後、本市としても、社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度運営の効率化を図りつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度の実現に向けて、取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） それでは、一つずつやらせていただきますので、よろしくお願ひします。

空き家対策の1番目のスケジュール、これについては、先ほど市長のほうから平成27年、28年に向けて実態調査を行う協議会をつくるかいろんなことをやって、やりたいというふうな答弁がございました。

それでまず、特措法ができたわけなんです、これに対する条例は何かつくらんということなんです、規則とか要綱とかもなしに特措法に基づいてやられるわけなんですか。

それと、調査ですよ、いろんな団体の人に入っていただくというふうなことを、先ほど言われましたが、それはどういうふうな人を対象に、どういうふうな人が入られるのか。

それともう一つは、特定空き家の指定は、委員会が行うものか、誰が行うのかを。

この3つについて、とりあえず簡単に答えていただければと思います。よろしく願います。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） お答えいたします。

まず1点目で、要綱等の策定についてですけれども、現時点においてはまず、特措法に基づいた空き家等の対策計画をまず策定するというのを、今、一番に考えております。その前提として、実態調査を行うということになるんですけれども、その実態調査の結果を踏まえまして、要綱であったりとか条例であったりとかこういったものが、もし特措法でカバーができないといった事態が判明するといったことがありましたら、そういった条例であったり要綱であったり、そういったものを検討する必要があるかなというふうに思っております。

2点目の実態調査についてですけれども、実態調査についてはまず、現在、国のほうで実態調査をしております。それは、業務委託という形で、民間のコンサルのほうに委託をしているというふうに聞いてございます。そういった調査をした上で、どこにどれだけ空き家があるかといったような調査の結果を、市のほうへ提供いただくというふうに聞いております。その提供を受けたデータ受けまして、市のほうで所有者の方を特定したりとか、その後の意向調査といったものは、引き続き市のほうで行っていきたいというふうに思っております。

3つ目の特定空き家等に対する指定というか判断ということになりますけれども、この特定空き家等につきましては、その判断は最終的には市が判断をすることになります。ですが、その過程においては、議員からもありました協議会、これを設置する予定にしておりますけれども、この協議会で協議いただきながら、適正に市のほうで判断していくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっと確認させてもらいますけど、部長ちょっとゆっくりしゃべってください。どうも、県から来る人は早口が多いんで、ちょっと私も、聞き取りにくいこともありますんで、もうちょっとゆっくり、前の企画課長も何か早口やったんですけども、もうちょっと。

確認のために、調査は国がやって、その結果を市に知らせてくれるということなんです。それで、特定空き家については、市のほうでいろいろ調査をして決めますよということなんです。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 大変失礼いたしました。

調査のほうは、まず今、国のほうで、市のほうが要望したわけなんですけれども、国のほうで実施していただいております。これが、この夏ぐらいに実態調査をすると、空き家の調査をするというふうに聞いております。その結果を市のほうに提供いただいて、引き続いて市のほうから調査をしていくということになります。

それからもう1点ですけれども、特定空き家の判断につきましては、最終的には市のほうの判断ということになります。その過程におきまして協議会、この協議会につきましては市長を初め、住民の方であったりとか学識経験者、こういった方に入っていただくというふうに思っておるわけですけども、この協議会の場においても、協議をしっかりとさせていただいて、その意見を踏まえて、最終的には市が判断するというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ちょっと問題は、国が調査してくれるということなんです。ちょっとお尋ねしますが、特措法の14条に、指導、勧告、命令、強制撤去などがあるわけなんです。1つの空き家に対して、指導とか勧告とか命令とか解体や除去などをさせる場合に、日にちがかかるじゃないですか、日にちが。例えば、市のほうはどう考えとるかというのは、指導を何日ぐらいかかるとか、勧告に何日とか、命令に何日とか、解体作業に何日とかいうふうなものがあるでしょう。そういうのは、どのぐらいの Spann というか、日にちを見ておられますか。まだ、考えてないですか。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 14条に基づく措置ということで、助言、指導とそういった課の特命で代執行という形で進んでいくわけなんですけれども、細かいスケジュールであったりとか手続であったりというのは、これから検討していきたい。それは、今後つくります空き家対策計画、こちらの中で示していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 今度は現実に倒れそうな家のことについて、ちょっとお尋ねしますが、報道やインターネット上では、空き家対策特別措置法について、貸せるものは貸す、売れるものは売るなどの対応がいろいろ出ているわけですが。ただ貸せない売れないのが江田島市の現状なんじゃないかと思うんです。

これは一例なんです。長年解決ができない空き家住宅で市民生活が危険にさらされております。今、住民が生活しているすぐ隣に既に壊れそうな家があるんです。この住宅は多分特措法が施行されておるわけですから、調査したら特定空き家になると思うん

ですが、これから梅雨に入り台風、大雨など異常気象がさらに大きな被害を近隣住宅に与えるわけなんです、今までも個人的には交渉しておるわけなんです、隣の家と。ところが、隣は今空き家ですから、交渉はしておるんですけど、広島の方かどこおるのか知らんけど、ところが、正月には行くわいと、盆には行くけんとか言いながらずっと延びている。これが解決になってない、何年も。

ここで、特措法の第15条に、早急に適正かつ円滑な実施をなさいとなってますよね。必要な財政上の措置をすると書いておるんで、何か特措法の15条を見ると、いいこと書いておるんです。それで、緊急な対応が必要なこのような場合は、たちまち江田島市は、どのように対応するか。被害が出て、よその家が倒れて、こっちの家が壊れるというふうなことがあっても知らんでというわけにはいかんと思うんです、今度この特措法ができたから。こういう緊急な場合、まだ協議会もできてないんだけど、倒れそうな家があるんです。多分、調べたら何軒かあると思います。こんな部分は、江田島市として早急に対応しないとイケない。これに、どう考えておられますか、部長。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 議員御指摘のとおり、こちらの特措法、始まったばかりですので、今後、手続に従ってそういった危険な家屋について、除却と、あるいはそういった指導ということをしていくということになりますと、議員がおっしゃるとおり少し時間がかかってしまいます。ですので、現時点で既に危険な家屋があるとか、そういった状況がありますと、現行あります法律、建築基準法であったりとか道路法であったり、そういった、今ある、運用している法律でも対応することは可能というふうになっておりますので、そういった法律のほうの基準とも照らしながら対応していく必要があるというふう考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 次の説明とちょっと関連するんですけど、やはり特措法の中に、住民からの空き家に対する相談への対応に関する事項に、各市町村はできる限り敏速に回答するように努めるとし、各市町村における相談体制、住民に対する相談窓口の設置をすることになっております。特定空き家に指定されない空き家に対しても、今から対応していかないと、いずれは特定空き家になる。被害が起きてからでは遅いし、知らなかったというわけにはいかんと思うんです。相談窓口を設置して、市民がいつでも相談できるようにすべきと思いますが、相談窓口の設置はいつから、どこでどのような予定か、さっきまだ、協議会の問題がいろいろあるわけですから、それと絡めて江田島市がどういうふうにするのかと、相談窓口の問題もちょっと答えてもらえますか。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 御質問の相談窓口についてですけれども、相談窓口の設置につきましては、まず、市のほうとしましては連携体制を図るということで、検討会を設置するというようにしてございます。その検討会の中で、事務の分担であったりとか連携体制というものをしっかりと確認した上で、相談窓口というものを設置していきたいというふうに思っております。

その相談窓口につきましては、都市整備課内のほうへ設置をしたいというふうに考えておきまして、そういった連携する体制等を整備した上で、速やかに窓口が設置できればというふうに考えてございます。

また、相談窓口を設置する上に当たっては、広島県のほうで空き家対策推進協議会というものを組織しております。これは、広島県と県内の23市町、あと宅建業協会といった方々で構成してる協議会なんですけれども、こちらのほうで、広島空き家の窓口というものも設置してございます。これは、昨年度、設置したもののなんですけれども、こちらとの連携、こういったものも図っていきたいと思っておりますので、その部分の調整をしっかりとした上で、窓口の設置というものを速やかにやっていきたいと思えます。

先ほど、協議会ということもあったんですけども、それとは別に、窓口設置のほうは先行して設置をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） そうすると、相談窓口はとりあえずはつくるとしても、さっき言った、危険、倒れそうな家なんかがある場合には、市へ相談してきたら、どこが窓口になるのか、都市整備課になるのか、そこへ相談したら市のほうが速やかに対応していただけますか。どこがやるんですか、相談窓口はどこが。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 相談窓口は、まず、ワンストップ化ということで都市整備課のほうになります。ここで、一旦はお話を受けて、その内容に応じて関係課のほうへ、また相談を持ちかけるといったことも考えられますし、都市整備課内でしっかりと相談に乗って、対応を考えるということもあるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） じゃ、相談に行くようにさせてもらいますんで、ひとつよろしくをお願いします。

次にまいります。住宅政策についてですが、戦後の高度成長期で深刻な住宅難の中、1966年に住宅建設計画法が施行され、5年間で何戸の住宅を供給しようといった目標を立てたと、多分これは時限立法がずっと延びたんじゃないか思うんですが、2006年の住宅基本法の成立で、この法律は廃止され、量の目標はなくなり質へと方針が変更になり、現在に至っております。

先進国の中では、日本だけが総住宅数の管理をしておらず、その結果が現状を生んでおります。例えば、イギリスは空き家率は3から4%、ドイツに至っては空き家率は1%。どうして少ないかといえば、国が住宅総合計画を政策化し、総住宅数の管理をしております。難しいことではなく、世帯数から必要住宅数を政策化して国が管理を、要は国が管理をするわけなんです。基本的には、多くの人の中古住宅を買う状況で、新築建設は計画的に行い、必要以上にはつくっておらないです。

本市においても同様で、少子高齢化や人口減少が続いております。空き家は2,60

0戸、2次空き家とか、その他空き家を含めたら4,060戸、江田島市にあります。空き家が急速にふえる中、一戸建ての新築住宅もふえております。さらに今、固定資産税や相続税対策などで、新築集合住宅建築が急速に進み、目に余るものがあります。その結果、人口が急にふえるわけではないので、古い集合住宅から新しい集合住宅に転居する状況であり、集合住宅の空き家もふえております。人口減による需要減、そして、もう一つは過剰供給。江田島市でも、住宅総合計画を政策化し、総住宅数の管理が必要だと思いますがどうですか、ちょっと答えてもらえますか。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 住宅政策ということで、それは市営住宅ということで、ちょっとお答えさせていただきます。

市営住宅の取り扱いにつきましては、長寿命化計画というものを策定しておりまして、その中で必要な管理戸数というものを目標に掲げまして、それに対してリフォームを行うところはリフォームを行う、建てかえるところは建てかえる、不要なところは除却するといった方向性を示した計画に基づいて、空き家に対する管理を適正に行っていくという計画に従って、進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 私が聞いたのは、市営住宅の件じゃないんじゃないかね。いわゆる、この住宅建設の総合計画を、本来は国が立てないけんわけなんじゃないかと思うんじゃないか、どのぐらいの新築の家が要りますよとか、どのぐらいずつ供給していったら家が余らずに、空き家ができずにうまいぐあいにくんじゃないかというのが、住宅建設の総合計画じゃないかと思うんですけど、それを、イギリスとかドイツとかはやって、中古住宅が多いということなんですよ、たしか。パリなんか見ても、200年ぐらい前の建物がようけあるとか、あるじゃないですか。そういうところで、日本はとにかくスクラップアンドビルドで、つくっては壊し、壊してはつくるというふうなことを、経済成長の発展のためにということでやられてきたわけなんですけど、そういうのは古い住宅を大事に使うとかいうふうなことが、ずっと今まで置き去りになっておった、なおざりにされとったという結果が、全国820万の空き家じゃないかと思うんですけど、そういう点で、江田島市も市営住宅は市営住宅でやらないけんのやけども、一般住宅に対してもそういう政策をです、どうなのかと言います。それはどうですか。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） 大変失礼いたしました。一般的な住宅に対する政策ということになるかと思いますが、大変、非常に重たい課題かというふうに思っております。国がそういった政策をどういった形で示していくか、そういったものもその方向性を確認するというのも必要でしょうし、まずは今、空き家の実態調査ということ始めておりますけれども、この中でどれだけ、どこにどういった空き家があるかといったものを的確に把握することが可能になってこようかというふうに思っております。その辺の、実態調査を把握した上で、議員御指摘の課題といったものも、もう少し見えてこようかと思っておりますので、検討するにはもう少し時間をいただければというふう

に思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） ひとつよろしくお願いします。

続いて次に、日本では、例えば3,000万円の住宅を1つ建てるとすれば、資材の発注や職人の給料とかいろいろなものが動いて、約6,000万円の経済波及効果があるとされておるわけなんです。景気の浮揚策のトップになっておる、住宅何軒建てたかというのがいつも景気主要動向でいわれておりますけど、新築が1棟建てられればその分以上に、今度は空き家が発生することになる、それが放置される状態になる。新築が1戸出れば、空き家が1戸か2戸できる。経済対策のための新築住宅建設が空き家を生んで、税金で今度はこの特措法じゃないけど、空き家対策をする状況になっており、無駄な税金を使うことになっております。非効率な状況をなくし、新築の建設、総合集合住宅、中古住宅の活用、活性化の対策が、今以上に求められておると思います。さっき、答弁してくれましたから。

最後に、空き家対策特別措置法の論議の中で、費用的困難者対策、特定空き家に指定されて、もうあんたこれ壊してくれと言われても金がないけん壊せんのじゃわ言う人、いっぱい出てくると思うんです、これからは。金は援助せないけんというのが特措法の15条に、国がどのぐらい援助してくれるのか知りませんが、あるんですが、そういうふうな費用的困難者の対策とか、総住宅数の管理等を重要な課題に、きめ細かい対策を進めてもらいたいと思います。

第1質問は、これで終わらせてもらいます。

次に、社会保障と福祉についてですが、まず、社会保障の切り下げと負担増については、先ほど、市長の答弁がありました。先進国グループのOECDが出しております貧困率、日本は16.6%、6人に1人で、2,000万人の人が生活保護水準だと発表しております。そのうち、生活保護の受給者は200万人で、残りの1,800万人がぎりぎりの生活をしており、今は何とか日々の生活が回っている状況です。相対的な貧困率は過去最悪になっております。6月4日の中国新聞にも、これまで最高だった昨年を超え、生活保護受給者が217万4,331人となり、受給者世帯も162万2,458世帯、過去最多を更新したと厚労省が発表したという記事が出ておりました。これからも進む負担増で、さらに生活保護受給者はふえます。原因は、社会保障の切り下げです。そのとおりであるかどうかを、簡単に教えてください。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 社会保障の切り下げが、貧困の度合いを高めているのではないかと質問でございますけれども、基本的に、このたびの社会保障と税の一体価格については、負担をその制度自体を持続していくために、そういったところで必要のところへは出す、そして所得の多い人からは負担をふやしていくというふうな切りかえと考えております。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 福祉の切り下げが、貧困を生んどんじゃないかということな

んですが、私はちょっと違うと思うんです。というのは、御存じだと思いますけれども、格差の問題が最近、盛んに言われます。要するに、富める者とそうじゃない、例えば雇用なんか正規雇用の者と非正規の雇用の問題が、これは国も、連合などの組合も認めておるとこなんですけれども、今、既に非正規で働いておる人が正規の3分の1以上の率で、要するに国民の3分の1は非正規で働いておると。この非正規の部分は年間所得が200万ぐらいしかないということが、要するに働くところの収入の部分が非常に低くなっておるもので、当然として収入が少ないから、いろいろ国民健康保険でも介護保険でもそうですけれども、非常に低いランクの負担の軽いところへ見ていってます。全体としたり、もうとにかく所得の低い、日本国民の中で、所得の低い非正規の労働者がふえておるといところで、現在、非常に私は国保とか介護保険とかそういったものの折り合いが、非常に難しくなっておるとい、私はそう思います。

ただ、そういう状態になりますから負担が少ない人が、どんどんどんどんふえておるわけですから、当然、全体としては、かかる費用そのものは負担が多くても小さくても病院行く人は行く、介護保険の適用を受けるというようなことになりますんで、要するに、負担するところが小さく、どんどんどんどんなっておりますんで、制度そのものが非常にいろいろ問題が発生しておるというようなことで、国がそれをそうしておるから生活が非常に苦しいと、所得が低いから結果的にそういうことになっておるんで、中身がこうだからその結果苦しいということは、私は、一部は当然のこととして当たるかもしれませんが、全体的にはそういうことじゃないような、国民の所得の格差がこういう結果になっておるといように、私は感じてます。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 市長に答弁していただきますと、時間が限りなくなくなるんで、またあと市長には、総括答弁をひとつよろしく。

福祉保健部長は、どうもその福祉部門の最高責任者である福祉保健部長の答弁は、非常に何かあやふやというか、私にとったらちょっと、大分、認識がちょっと違いますようなんですが、ずっとやっていく中で認識を共有できれば、憲法25条どうなっておるんかは聞きはしませんので。

次に行きます。もろもろのことが含まれたとしても、最大の原因は社会保障の切り下げなんです。一昨年8月に、平成25年の8月に、国が生活保護基準を下げました。自分は頑張ってやっているのに、生活保護の受給者の人たちは何だ、下げればよいと言う一部の人たちもいますが、その人たちが裕福だから言っているわけではなく、その人も生活がぎりぎり頑張っておるわけです。家族に何かがあれば生活が回らなくなる。生活保護基準を下げたことで、就学援助基準などを初め、負担の基準がこれからも変わり、生活保護を受けていない人にも、リスクが高まることになっていきます。全国では、就学援助を受けた人が受けられなくなったりするなどの状況も起きております。就学援助について、生活基準の下がった後の影響、下がる前と下がった後、影響はあるんかないんか、教育長、教えてください。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 就学援助費の認定要件についてのお尋ねと思います。就

学援助費は児童生徒の保護者が生活保護を受けている場合、及びこれに準ずる程度に困窮していると認められる場合、その保護者に支給することになっております。準要保護世帯の認定要件の一つに所得要件がございまして、その需要額というのは、本市の場合、文部科学省の特別教育就学奨励費の需要額測定に用いる要保護基準というものを使用しております。この基準は、現在、変更されておられませんので、従前どおりの所得要件となっており、現在のところは影響はありません。全体といたしましては、この所得要件に係るものにつきましては数名でございまして、今後大きい、実際には世帯状況によって、要件は変わってきますので、個別のものについてやっていく形になると思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） これ就学援助が一番わかりやすい業務で、就学援助を例にとったんですけど、生活保護基準が下がることによって連動するのは、40項目ぐらいが、どうもインターネットで調べるとあるんです。この中で、就学援助が一番多いからいうのでしたんですが、ということは江田島市においては、生活保護基準が下がったにもかかわらず、いわゆる就学援助の基準は下がってないと、影響はなかったと、そういうことなんですね。将来的にはどうなるんかは、その辺も含めてどんなんですか。今のところはない、来年、再来年はどうなるかというの、あるじゃないですか。だんだんだんだん、毎年下がっていきよんですよ、毎年。そうすると、家庭の収入がだんだんだんだん減る。収入が減るとか減らんじゃなしに、基準が下がっていくわけ。今まで400万であった人が380万になり、350万なり300万になるという影響が出るわけなんですよ。それは、ちょっとその辺、簡単に。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 基準額ですが、就学援助の保護基準額というものは、今の生活保護の基準額にリンクしております。当然のごとく、文部科学省がどういう形でその数値について挙げてくるかというのが、今はまだ出ておりませんので、明確には答えられませんが、基準が変更になれば、それに基づいて所得の要件の部分は一部変わってくるものと思われまます。ただ現在のところ、所得要件該当しているのは、本市の場合、数名の状態であります。先ほど申しましたが、個別要件を見ながら基準に従ってやっていくことになると考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 今後も、余り変わらんということですね。就学援助については、また、いずれ機会を見て。

次に行きます。市民生活に大きな影響のある国民健康保険税や介護保険について、本市の現状の報告がありました。まず、国保について。国保の所得階層別ですが、平成26年12月1日現在で、不明90世帯を除いた全世帯5,145、階層別所得では所得200万円未満、何世帯ですか、福祉保健部長。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 所得が200万円以下の所得階層につきまして、まず、所得がゼロ円のところが1,179世帯、1円から100万円未満が1,486世帯、100万円から200万円が1,360世帯となっております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 時間の関係で、ちょっと言います。

所得階層で200万円未満で昨年と比較してる増減が、250世帯ふえておるんです、250。そのデータにもあると思いますけど、あなたがくれたデータじゃから。200万円未満との比較をすると、100万から200万未満が、これが、100万未満が2,665で135ふえておる。100万から200万円がまた115、要は、こういうふうにふえておるんです、所得の低い人が。そこで、以上の状況の中で短期証が6カ月前、去年の6月と12月を比べた場合に31人もふえておるんです。所得が下がり、保険税が生活を圧迫し、ぎりぎりの生活状況が見られます。例えば、両親の介護、家族の病気、事故など、このうちの1つ事が起これば生活が回らなくなる。

私の知人に病気療養をしている人がいます。治療にお金がかかり大変と話し、貯金も少なくなり、いずれは生活保護を受けることになるんじゃないかなと心を痛めております。

所得階層で所得が200万円未満の人が8割、江田島市の国保は。国保が黒字になるわけがない。深刻な事態をつくっている最大の要因、原因は、国が国民保険に対する国庫支出割合を1980年代の50%から25%に削減したことなんです。国は国庫支出をふやすのではなく、広域化に向け3400億円の財源投入を行っております。広域化にすることで、国保の問題や課題が解消され解決できると考えておりますか、教えてください。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） このたびの、国保のほうの法律の改正が5月27日に国会で可決されて、国保については、まず27年度、本年度から1,700億円まず、財政支援が拡充されると。29年度から、議員がおっしゃられたように3,400億円拡充されるということが決まっております。

それで、江田島市の場合も、議員が御指摘のように税収が上がらない、医療費はどんどん上がっていく、そういった形で単年度収支でいえば、ずっと赤字になるんですけれども、実際のところは基金の取り崩しとかそういったところで、今のところ、何とかもたせておるところでございます。

それで、このたび1,700億円、日本中の国保で1,700億円ということで、大体、国保の加入者1人当たり5,000円ぐらいは公費のほうで拡充されるということで、本市であれば、今、8,000人弱、国保の加入者がおりますので、3,000万から4,000万ぐらいは、今年度から公費が、まず拡充されるというふうに考えておりますので、そこら、まず国保税の徴収率のアップを図りながら、何とか回していけたらと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 広域化は、国の責任を都道府県に押しつけた上に、市町村に負担増をやって徴収の強化を進めようというもので、それでまず、今、皆保険制度の崩壊とか、これを国保を社会保障を、自助共助へと社会保障を変質させて、公助を限りなく後退させる、広域化は。そのために、国はやろうとしておるんじゃないかと、私は思っております。

今、やはり広域化の見方、多額の3,400億円出しておるわけなんです、1,700億円は低所得者層に対する援助、さっき言うた5,000円、大体1人当たり1万円ぐらい。全国の市町村で大体、平均1億円ぐらい、この1,700億円を割ったら。勉強しておるでしょう、あなたのほうが、私より知っておるはずですよ。だから、それをやるよりは、それは低所得者上ですから、全体じゃないわけですから。国庫支出を、今25%を50%に戻したら昔のようになるんです、1980年代。それが、国保会計の安定化につながり、地域に合った施策ができると思うわけなんです。何よりも重要なことは、大幅な復活を実現させることじゃないかと思っております。どう思いますか。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） このたびの消費税が上がっていくのにつれて、それは、社会保障の安定と充実のために使われてくるということで、国保を運営しております、やはり国の補助金が多いのにこしたことはないとは考えておりますけれども、その上げた中でほかにも、このたびの消費税の増の分につきましても、一番大きなところが年金のところと、あと次の世代へ負担を軽くするためにいうんじゃないかと、公債費の削減というところで、大方8割ぐらいが使われておる計算になります。その残りの2割の部分のところ、そういった国保とか、あるいは介護とか後期高齢のところに向けて拡充策ということで割り振ってもらえると考えておるんですけれども、それは国保の関係で国のお金を、その範囲内で少しでも多くいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 時間がないので、介護保険の分は、いずれまた機会を見てやりますが、最後になります。少子化改善への子育て支援ですが、おぎゃあと生まれたばかりの赤ちゃんにも、保険の均等割がかかる。負担がふえるために、多く産みたくても産めない状況です。子供の均等割の軽減の試案を、手だてを検討すべきではないですか。

全国の知事会は、国保の被保険者の負担が限界に近づいておる。子育て支援の観点から、子供に係る保険料の均等割の軽減を少子化対策に必要ですと、国に要求しておるんです。ですから、江田島市も子供の均等割は下げるとかいうふうなことをしてもらわんと、子供なんかできやしないです。年寄りばかりふえて、いずれはおらなくなるわけですから、子供を産み育てるためにそういうふうな施策をやってもらいたい。

それで、先ほどの差し押さえの件は、無理難題な差し押さえはやってないということなんで、今後もそういうふうにしてもらいたいと思います。

最後に、国の思惑や戦略案に沿うことが全てではないと思います。生活保護受給者が

ふえることで社会的なコストはふえます。空き家対策も同様に税金を使います。本市では、生活保護の受給者は減少しております。ケースワーカーが多く雇用され、他の市町にはできないような、きめ細やかな対応ができ、自立につながっています。このように、社会保障、福祉の充実は、社会的コストを下げ、市民の自立や生きる力になります。1歩も2歩も先を想定しながら知恵を絞って、本市でできる生活を支援すべきです。国保の子供の均等割の軽減、医療費の中学校卒業までの助成、島外通院補助など、市民がうなずける政策立案を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、10番 片平議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時13分）

（再開 11時25分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 胡子雅信議員の発言を許します。

○11番（胡子雅信君） 11番議員、胡子雅信でございます。傍聴者の皆様には、足元のお悪い中、お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

通告に従いまして、2問の質問をいたします。

まず、1点目ですが、大柿高校の活性化についてであります。

江田島市では、これまで大柿高校を活性化するため、平成22年度から大柿高校活性化事業として補助金を交付して支援しており、昨年度からは、新たに通学支援のための路線バス定期代の2分の1の補助を実施しているところであります。

一方、広島県教育委員会が平成26年2月に、今後の県立高校のあり方に関する基本計画を策定し、1学年1学級の小規模校については、学校関係者、市町、市町教育委員会などで構成する、学校活性化地域協議会で活性化策を検討し、全校生徒80人以上を目指すとし、3年間が経過した後、全校生徒数が2年連続して在籍80人未満となった学校については、協議会の意見を聞いた上で近隣のキャンパス校、統廃合等とするとしております。

江田島市唯一の高校である大柿高校も小規模校ということで、昨年度から学校活性化地域協議会で、活性化について協議されているところであります。今年度は、5月22日に第1回協議会が開催されており、昨年度からの継続審議となっている項目も含めて、いろいろ議論されていますが、協議事項について江田島市としてどのように支援していくのか、2点伺います。

1点目ですが、公営塾についてです。

協議会では、公営塾の設置、運営により、進学、就職、資格取得の底上げを期待するため、公営塾開設という方向で検討することになっておりますが、市として公営塾について、どうお考えなのか伺います。

2点目としまして、県外生徒募集についてです。

広島県教育委員会は昨年7月に、大柿高校を含む学校活性化地域協議会設置校の小規模校11校を対象として、希望する学校に対して、平成27年度入学者選抜から実施可

能と決定し、最終的には佐伯高校、加計高校、加計高校芸北分校の3校が実施しました。

学校が県外募集を実施するに当たっては、県教委からは3つの留意点が示されております。1点目が、受け入れ人数の設定は県内志望者へ配慮したものとすること。2点目が、地域とともに活性化、魅力づくりに取り組むこと。3点目が、地域と連携し、住まいや食事の提供、生徒の世話をする方を確保することです。

大柿高校活性化地域協議会では、昨年度の協議会で県外募集の検討もされておりましたが、3点目の住まいや食事の提供、いわゆる下宿先の確保に課題があり、平成27年度募集は見送っております。協議会では江田島市のバックアップを求める意見も出ております。環境を整えば、平成27年度入学生を募集する方向で検討されていますが、県外生徒募集に伴う江田島市の支援策をどう考えるか伺います。

次に、スポーツ振興と社会体育施設の管理運営について伺います。

第2次総合計画では、教育、文化部門にスポーツ振興の節があり、スポーツ活動の場となっている施設及び備品の老朽化と管理運営の課題を踏まえ、計画的な改修、修繕や有効活用を進め、スポーツ、レクリエーション施設の再編、整備の検討方針が掲げられておりますが、次の3点について伺います。

1点目は、総合運動公園多目的広場、もしくは能美運動公園グラウンドの人工芝生化についてです。

昨年12月に、上本議員が江田島市の活性化について、スポーツ振興で地域おこしという内容の質問をされました。市長からは、サッカー専用ではなく、多目的に利用できるグラウンドの検討をされると御答弁されております。さらなるスポーツ振興及び交流人口の増加策として、多目的利用を前提としたグラウンドの人工芝化の整備が検討できないか、伺います。

2点目としまして、子育て世代が遊べる空間を総合運動公園に再整備して、大人から子供まで楽しめる環境づくりをはいかがでしょうか。

3点目として、江田島市内には多くの社会体育施設がありますが、従来の教育委員会による管理ではなく、指定管理者制度を利用して、NPO法人等による管理運営の一元化によって、効率的な管理運営及び市民満足度を高めてはどうかと思っておりますが、市のお考えを伺います。

以上、2問につきまして、市の見解をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 大柿高校の学校活性化地域協議会における協議事項についてのお尋ねでございます。

平成26年度から、学校関係者、市、教育委員会などで構成する、学校活性化地域協議会で活性化策が協議され、現在、公営塾や県外生徒募集の実施についても話し合われているとお聞きしております。

まず、公営塾についてですが、公営塾とは、生徒の学力向上を目指し、講師を招聘して学校内などで実施する塾でございます。県内では、大柿高校と同様に小規模校である、加計高校や大崎海星高校などで実施されています。

続いて、県外生徒募集に伴う本市の支援策についてですが、大柿高校は平成28年度募集から、県外から生徒を受け入れる予定であるとお聞きしております。生徒の受け入れについては、大柿高校が窓口となりますが、県外からの生徒を受け入れるとなると、生徒の生活場所が必要になります。教育委員会としては、これらの2件について、大柿高校の御意向を踏まえ、今後、江田島市としてできることを考えてまいります。

続きまして、スポーツ振興と社会体育施設の管理運営についてのお尋ねでございます。

まず、1つ目の総合運動公園多目的広場、もしくは能美運動公園グラウンドを、さらなるスポーツ振興及び交流人口の増加策として、人工芝化の整備ができないかという御質問についてですが、両運動公園とも、現在ソフトボールや野球の練習や試合で使われており、人工芝にした場合、それらでの使用が困難になることが予想されます。

その一方で、議員御提案の人工芝グラウンドは、土のグラウンドに比べ、土ぼこり対策や雨が上がった後も、すぐに利用できるなどの利点がございます。

今後、スポーツ推進計画を策定する中で、人工芝グラウンドの必要性について、まずはニーズ調査や実態把握を行い、適地や費用対効果も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の子育て世代が遊べる空間を総合運動公園に再整備して、大人から子供まで楽しめる環境づくりをしてはどうかの御質問については、現在、都市整備課のほうで、昨年度から本年度の2カ年にかけて、公園等の見直しに係る調査、検討業務を進めています。

この調査、検討業務の中で、昨年度、市民アンケートを実施していますが、このアンケートにおいても遊具整備の希望が出ておりますので、本市内の公園全体の整備を検討する中で、総合運動公園の遊具整備についても考えてまいります。

最後に、3つ目の指定管理制度を利用して、NPO法人などによる管理運営の一元化を図り、社会体育施設の効率的な管理運営及び市民満足度を高めてはどうかの御質問についてですが、現在、一部の施設について管理運営業務をNPO法人などに業務委託しているところです。

施設の外部委託によるサービス向上や経費の節減などについて、現在、試行的に施設の管理運営を業務委託しているところであり、その状況を見た上で、指定管理者制度などの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 2問5点について、お答えいただいておりますけれども、これからは、一つ一つにつきまして、再質問させていただきます。

まず、公営塾についてでありますけれども、今、教育長御答弁の中で、今、大柿高校と同様の小規模校が加計高校であるとか大崎海星高校でやられてるのは、承知されてるということでもありますけれども、公営塾というのはやはり、江田島市のお金で運営していくというところが、まず出てくると思うんですけども、市としてはどういうふうに、例えば大柿高校はこういったことをしていきたい、については財政的に支援していただきたいということが協議会の中で出てきた場合、どのようにお考えになるのか、その点を教え

ていただきたいと思います。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 財政的な支援のことですが、現在、今の協議会の中で協議されていることについては、市教委のほうからも出させていただいていますので把握しておりますけど、今現在の段階で、どのような要望が出ているという、正式なものはまだ出ていませんので、そういう要望が来た段階で、いろんな支援策等につきましては考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 私、思うんですけども、いわゆる活性化協議会のメンバーに市も入っております、市の教育委員会も入っております。昨年度も、公営塾についても議論されておると思いますが、もう少し受け身の態勢ではなく積極的に調べて提言するという事は、協議会の委員のメンバーとしてお考えはありますか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 委員のメンバーとして、今のその、財政的なこととか、いろんなことに対しましては、提言していくべきであろうと考えておりますが、教育委員会だけでというわけにもまいりませんので、市長部局とも協議を行いながら、その辺のところは考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今、県内で、公営塾及びそれに似たような制度をつくってるところは、私が調べただけでも5校あります。加計高校が一番初めにやったものだと思いますけども、今年度で4年目になるかと思えます。その後、豊田高校、これ安芸津町ですね、こちらのほうがあります。先ほどの大崎海星、そして庄原にあります2校、西城紫水高校と東城高校のほうがあります。そして、小規模校ではありませんけども、神石高原町の油木高校というのも、27年度、今年度から公営塾を開いているところがあります。言ってみれば、小規模校11校ありますけども、そのうちの既に5校がこういう取り組みをやっているということでありますけども、今、そういった状況の中で江田島市教委としまして、もしくは江田島市としまして、本当に大柿高校を残したいのかどうか、そこら辺が大きなポイントになると思うんですけども、この点について、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 江田島市としてできることの具体でございますけれども、市の中で唯一の高校ということで取り組んでまいりたいということで、平成22年度から、この事業を行っているということでございます。そして、その具体なんですけれども、これから考えていくことになろうかと思えますが、例えば公営塾をされる場合は、その運営費というのがかかるかと思えますので、その一部補助などが考えられると思えます。

また、来年度からの県外からの生徒募集の場合は、生徒の生活場所、下宿先ですかね、

そういった情報提供、市のほうからの情報提供とかなども考えられるというふうに思います。

こうした、何ができるかということについて、今、考えられることを2例、申し上げましたけれども、江田島市とできることを、また今後、市長部局とともに考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 私、思いますけども、やはり今、何ができるかということが、もう既に出てるんじゃないかなというところがあります。それで、今のその、言ってみれば運営費でいくところていくと、やはり講師の費用どうするんだというふうなこともあるかと思えます。

今、県内のこういった公営塾やっている、大崎上島町の大崎海星高校では、平成27年度から地域おこし協力隊を塾講師として招いて、6月1日スタートということになるわけなんです。江田島市としましても、27年度後半から地域おこし協力隊の募集をかけるというふうに、以前の議会で一般質問で御答弁いただいておりますけども、そちらのほうの今、進展状況、こういった今のこの、こういったものも絡めて検討されてるかどうか、この点をお聞かせください。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 地域おこし協力隊については、庁内で、どんな部門でそういう隊員が必要であるか協議して行って、募集をかけていきたいと考えておりまして、これから庁内会議を進めるところでございます。そして、来年1月において、1月、年を越えて、関東のほうでそういう募集をかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 皆さんも、地域おこし協力隊というのは、どういう制度か御存じかと思えます。国の、いわゆる地方創生に絡みまして、安倍総理自身も協力隊の人数を拡大していこうと、倍増していこうというところでありまして、要は3年間、外部の方がこの島に住んで、3年間の人件費、これは1年に1人200万ですけども、これ3年間保障されるわけなんです。この3年間のうちに、その後、その方が実際にこの島で生活、地域で生活できるような仕組みをつくって、最終的には定住を目指していこうと、こういうような仕組みなんです。今、協議会におきましては、昨年度そして今年度にも市としましても、そして教育委員会としましても、委員の中に入っていらっしゃる。そういった意味では、もうそこにニーズがあって、まさしく市のお金じゃなくて、国の国費でそういった仕組みがあるというふうに、私は思うんですけども、そこら辺のところの検討を早急にさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 議員おっしゃるとおり、ニーズ、要望等、協議会の中では十分協議されて、中身としてそういうことが出ているという情報は得ております。内部といたしましても、今の、地域おこし協力隊使うことについて、十分、市長部局と協議して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） そうですね。ですので、本当に今、せっかくこういった、国もそういった地域というか、我々のような人口少ない地域に応援するような仕組みもありますし、またこの県内で、公営塾を最初に立ち上げた加計高校で塾を運営されている方は、既に大柿高校の校長のほうにも提言は昨年秋にしておりますし、もちろん運営費に関するコストについても何パターンか提供しております。その方のお母さんも、大柿高校出身でありまして、それがゆえに、何とか江田島市に唯一の高校を残したいと、そういう思いで提案されてるわけなんです。そういう意味では、2年間、今こういう議論の中で、もう検討するのは来年度の1年、要は3年間でまずは、協議、検討して、残りの2年間で80人の全校生徒が未満2年連続になれば、県教委としてはキャンパス校であるとかそういった統廃合を念頭に置くと、言ってみればもう崖っ縁にあるわけなんです。そういった意味で、これは早急に、まずは高校の事務局方からの提案を待つのではなく、市、もしくは市教育委員会で、それに対応するプランを研究、検討し、提言するというをお願い申し上げたいと思います。

また、江田島市の新市建設計画においても、県立高校の統廃合については、市としても協力をするというふうな一言も入っておりますので、それをちゃんと、しっかり実践していただきたいというふうに思います。

そして今、定住促進ありますけども、今、100世帯ほど移住、これまで過去から来られてるといいますけども、実際子育て世代というのは何世帯ぐらい移住されてましたか。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 全体の数字には集計しておりますが、個々についての年齢配分であるとか、そこらの小さい部分については集計し始めて、プライバシーの問題もあつたりしますので、小さい部分については集計しておりません。大変、申しわけありません。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 私は、今ちょっと定住促進、要は移住された方々の数字とか、そういったものをお聞きしたのは、今、江田島市本当に、新聞でも出ましたけども、定住促進においてかなり成功例であるということで、新聞に出ましたね。

要は、何が言いたいかというと、子育てする方々もかなり来てるということは、要は、将来的には地元の江田島市内の小学校、中学校を出るわけなんです。じゃ果たして、これから移住しようかという、子供さんのいらっしゃる世帯が高校もない島に移住してくるかということになるわけなんです。結局、中学校までは島よと、そっからは呉、もしくは広島に、定期代、船の運賃を払って学校に行かせるということを考えて、移住してくるかということなんです。そこら辺も、やはり考えていかなくちゃいけないと思うんですけども、市長、そこら辺のところ、どうでしょうか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 今、特に大柿高校の活性化協議会のことになっておりますけ

れども、大柿高校の協議会の立場が位置が、どういう位置づけになっておるんかということがあります。

現在、盛んにそういう公営塾とかサッカーがどうか、いろんなことを言われますけれども、大柿高校からも1回も、我々に対してアプローチもあるわけでもなし、協議会が何回会合を開かれても、協議会から、例えば中間報告として市のほうへ、こういう状況でこういう議論が進んでおると、市なら市も並行して検討してもらえませんかというようなことありません。もちろん我々は、江田島市内から大柿高校がなくなるということは、非常に耐えられん話で、可能な限り協力はしますけれども、今は協議会が立ち上がって、協議会でいろんな意見を集約されておるんで、我々は協議会の意見をどういった結論が出るかなというようなことで、注目して見ております。

ただ、現在のところでは、そういった大柿高校からも何のアプローチもありませんし、協議会からも何のアプローチもありませんので、ちょっと答弁が非常に後ろ向きな答弁に聞こえるかもわかりませんが、役所のシステムとしては積極的に関与するという方法もあります。ただ、これが義務教育の小中の場合には、市としても積極的に関与して、いろいろ、こうがいいんじゃないか、ああがいいんじゃないかということでやりますけれども、大柿高校そのものは県立の学校だということで、若干そういうところでは遠慮なところがありまして、余り市のほうから、ああしろ、こうしろ、こうがいいんじゃないかということは言えない状況がありますので、やはりその中間における協議会とか大柿高校が、大柿高校の主体性を波及するためには、大柿高校としては、現在こういう協議会で意見が出てますけれども、中間ですけれども、こういう方向で検討してもらえませんかとか、お金も出してもらえませんかというような、あれば当然のことで検討しますけれども、今の状況では、何のアプローチもないんで何にも手のつけようがないというような、ただ、内部でいろんな方がいろんなことを言われてきますけれども、現状ではそういったとこじゃないかというように、私は認識しております。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今、公式的に市長のほうに、お願いというか要望がないというふうなお話であります。協議会の中には委員として、企画部振興課長もおりますし、学校教育課長も入っております。協議会の中のメンバーは、大柿高校を育てる会であるとか、PTA会長等々も入っております。やはり、その中に委員としている以上は、やはりそれなりに、大柿高校の活性化協議会で問題となっている議論の中を、じゃ、市としてどこまでアプローチできるかなというところが、やはり必要であると思います。校長が来るまで待っておこうかという部分じゃ、先ほど申し上げました、言ってみれば定住促進においても、もし仮に大柿高校がなくなると、大きなマイナス要素になると思いますので、今、私が申し上げました、いわゆる地域おこし協力隊という制度も含めて、実際この27年度の後半には募集をかけるとおっしゃってるんですから。今、お金の問題で非常に悩まれてるわけですが、市は。となれば、国費を利用して、そして島に学校を残すその1つの手段、手だてとして、公営塾について積極的に研究、調査して提言していただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

県外募集なんですけれども、やはり、ここもどうしても大柿高校単独では、とてもで

はないけども誘致、募集するには非常に難しいところであります。もちろん、募集をかけるに当たっては、10月にはある程度の結論を出して、県教委のほうに報告を出さないと募集かけられないところもありますんで、これもちよっと、早急に考えていかなければならない点であると思います。

先般、廿日市のほうが、要は、佐伯高校も県外募集しておりますけども、1人につき2万円の補助を出すということで予算化されましたけども、江田島市としては、県外募集を、もし仮に大柿高校がやるといった場合に、どこまで支援してあげるのか、この点をもう一度お聞かせください。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） ちよっと、誤解がないように発言いたしますけれども、もう来年から、来年度ですか大柿高校、県外からの募集をかけると、もうそれは決まっておることだと。それを、例えば決定しておるんなら、先ほど議員が言われたように、お金がかかるんなら、当然のこととして市のほうへ、財政的な支援をお願いしますと言うてくるのが、私は当たり前じゃないかと思うんです。私ら、ただ、マスコミなんかでちよっと県外募集をしますとかいうようなことで出てきますけど、それをそうやって発表される時には、する前にもちゃんと、もしかしたら私の言ってることが、うちの市教委にはそういう申し入れが、もしかしたらあったかもわかりませんが、市教委のほうから私のほうへ、大柿高校が県外募集するので、それに伴ういろんな、さまざまなことについて、こういう問題がありますがどうしましょうかというような話は、私は余り受けてない。ただし、マスコミではそういうことを受けてる。だから、もう少しやっぱり学校側が、やるんならやるということで必要なことは、協力してくださいと。先ほど言いましたように我々も、大柿高校がこの島からなくなるということのは耐えられん話なんで、どうやってでも大柿高校を残そうかという気持ちは当然ありますが、やはり、物事のプロセス、順序として、順序を間違えないようにしてもらわんと、我々は過度に大柿高校へ干渉、県立高校へ市が過度に干渉するようなことになります。当然、これはコミュニケーション取り合って相談して、違う組織が組んで物事をするわけですから、非常に連携を密にして物事をしないと、こういうことはうまく、私はいかないと思います。

先ほど、地域おこし協力隊の話が出ましたけれども、地域には、やはりそういう大柿高校の生徒に教える、学力を高めるための能力ある教員なんかたくさんおります。教員のOBもたくさんおります。そういった細かいことも、そういった中で話をしていたかんと、もうただ、よその町が協力隊を呼んできて、大学生ですか卒業したのを呼んできて、それを大柿高校の子供に教えるとかいうようなことを想定するのではなしに、もう少し、やっぱりそういったこともしっかり協議会の中で協議していただいて、市のほうへちゃんと順序として、話を持ってきていただきたいと、私はそういうように感じております。

それと、申しわけありませんけど、私は先ほど、何にもアプローチがありません言うたけど、後から人工芝の問題が出ますけれども、きょう、傍聴のほうで広島SRCのメンバーの方が来ております。SRCのことについては、ちゃんと、また後ほど答弁するかもわかりませんが、SRCの方はこれまで3回ぐらい来られて、また先月の中

旬にはちゃんとしたプレゼンテーションを受けておりますので、どういった活動をして、どういうことをしておるかということについては、人工芝のことについては、誤解がないように申し上げておきます。ちゃんとした、プレゼンテーションを受けておりますので。大柿高校については、今は正式にアプローチはありません。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 今の、県外の募集ですけども、一応、整理させてもらいますと、もう既に、議事録はホームページに出てますんで、これは正式な議事録ということで、ちょっと読ませてもらいますと、「若干名の生徒の受け入れは可能なので、平成27年度入試から実施したい」というところでとどまっておりますので、正式というのではないですから、最終的には、先ほど市長もおっしゃられた手続論ですから、県教委への申請があつて、初めて募集ということになります。

それと、やはり思うんですけど、やっぱりどうしても江田島市としてか市民としてか、大柿高校を残すために、県立学校でいろいろ正式にお願いがないということもあるかとは思いますが、やはり所在地である江田島市としまして、積極的に提案というか、これだけお金使いますという提案じゃなくて、今、市長がおっしゃった地域の方々にそういった、学校関係OBの方で、それぞれ塾の先生としてやっていける人材もおるんじゃないかという話もありますけども、やはりそういったところはしっかり、県立高校の先生が、いわゆる協議会のメンバーですから、教育行政の方じゃないんで、そういった意味ではある程度フォローしてあげるとするのは、江田島市の教育委員会として、やはりしていかなくちゃいけないのかなというふうに思うんです。やはりどうしても、島に高校がなくなるということは、言ってみれば、先ほど子育て世代も移住をちゅうちょする一つの懸念材料でもありますので、ぜひとも校長、もしくは協議会のほうから正式に市長への要望がありましたら、できる範囲の中で御協力いただきたいと思います。

それでは、次のポイントに移ります。

今、教育長の答弁のほうから、総合グラウンドの多目的広場、もしくは能美運動公園、今、いろいろソフトボールであるとか野球の利用者がおつて、これからニーズ調査も図られるというお話でありました。

それで1つ、お話ししたいことがありまして、今、市教委のほうとして、スポーツ少年団育成の中、項目は入ってるとは思いますが、今、この島にサッカーされてる人口がどれぐらいか、把握されていればお答えいただければと思います。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） スポーツ少年団として把握しておるのは1チームで、60名を把握しております。それと、能美のほうにもあると聞いておりますが、この人数については把握できておりません。それとあと、児童生徒でいいますと、能美中学校と江田島中学校にサッカーチームがございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） もちろん、この島にはサッカーの人口も多いですし、野球、ソフトも多いです。そして、それぞれのグラウンドも、例えば江田島公園では野球チー

ムもありますし、鹿田公園でも野球のチームやっってらっしゃいますし、もちろん江田島市総合グラウンドでも軟式野球チームの練習してるという部分があるんですけども、私は今、この社会体育施設、これまで合併して、どれだけの投資をしたか、その点がちょっと気になるんですけども、今、お幾らぐらいというか整備したところがありますか。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 現在のところ、新しく整備したというところはないように認識しております。今、合併してからは維持管理ということでずっと努めてきておるといことで、適切にこれが行われているかと言われれば、ちょっと無理があるところはあると思いますけど、修繕とか維持管理とかは、一所懸命、行っているところでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 私は、今回この総合グラウンドの芝生化、もしくは能美グラウンドというふうに、2ポイント挙げさせてもらいましたけども、私の一つ提言というのを言わせてもらいます。

今、江田島市総合グラウンド、飛渡瀬にありますけども、これ平成7年に供用開始されておまして、総工費17億5,000万円で作った運動公園であります。今、そこに400メートルトラックがありまして、そこの中を人工芝生化できないのかなというふうな思いがあります。図面を見ますと、見ていただければと思うんですけども、要は、400メートルトラックに、この中に、いわゆるサッカーコート1面できる程度のものは可能でありますし、なおかつこれをひっくり返すと、2面を取れば8人制のサッカーのコートができるということになるわけなんです。ましてや、サッカー専用ではなくて、今、もちろん江田島市の社会体育施設、グラウンドで、グラウンドゴルフ盛んにやられております。そして、そういったところ、例えば市長杯のグラウンドゴルフ大会とか、そういったことをやれば、高齢者の方々の利用も向上されるでしょうし、また、子供さん方持ってる方、人工芝生の中で、小さな保育園児さんたちの世代、お子様たちが楽しく走り回る、そういった楽しい空間にもなるというふうに思うわけなんです。市長は、多目的として御検討されるとおっしゃいましたけども、こういったところで、市長いかがでございますか。この人工芝生化一つつくってみて、そうやって、島の子供たち、お年寄りの方、もしくは今のように、サッカーのグラウンドが8人制が2面できれば、広島市、もしくは呉市のサッカー少年チームと島のサッカー少年チーム、2チームありますけども、リーグ戦を年間通してやっていくというのも一つの、いわゆる島に来るわけなんですよね。そういったところでの、サッカーじゃないですよ、サッカーだけじゃなくて、総合グラウンドというのもありまして、そこら辺のところ、ぜひとも総合計画にもあるものでありますし、新市建設計画にも整備というものが入っております。そういった意味で、すぐにでも、例えば第2総合計画の実施計画に入れてみるという、入れてみたいということを考えてやりたいと思うんですけども、市長、いかがでございますか。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほど申しましたように、もともと最初に上本議員さんがSRC広島の方と御一緒に来られまして、能美グラウンドを人工芝、または天然芝を張ると非常にいい場所なんですけど、ぜひそれを実現させてもらえないでしょうかということ、一般質問もされたりしておりました。その中で、そういう総合的に、もしグラウンドとして人工芝を張る場合には、多目的に使用する方法しかないじゃろうねということ、これまで来ております。先ほど言いましたように、先月の中ごろに、私はそれまで3度ぐらい、SRCのメンバーの方が来られていろいろ説明をされましたけれども、口頭の説明だけでは根拠いうんですか、物事を前へ進めにくいんで、申しわけないが、ちゃんとした書類にしてプレゼンテーションをしてもらえないかということで、書類にして、先月の中ごろに来られました。それを見まして、かなり具体的な内容でしたので、今後これに基づいて、市は市なりの検討をしてみましようということ、これは先月の話です、現在に至っております。

正味、いろいろなことを考えると、地方創生絡みのこともありますし、現実には今、青少年のスポーツの中で、我々、認識不足だったんですけども、江田島市内では野球、ソフトする子が圧倒的に多いんですけども、実際、日本全体では、スポーツをする子供の約40%がサッカー、1位がサッカーだそうです。2位がバスケット、野球は4位ぐらいの、現在の状況ではそうなっておるそうなので、サッカーをする、江田島市内では少ないんですけども、日本全体では、非常にサッカーをする子供たちが多いということなんで、そういう底辺の需要いうんですか、そういったものは、私はあるんじゃないかというように思っておりますけれども、来年度の予算いうんですか、そういったものは12月までにまとめないと予算組めませんので、調査をするにしても何をするにしても、それまでには一定の方向は出したいと。SRC広島の方々も、あしたにでもつくってほしいと。そうすれば、これだけのスポーツ少年、または社会人の試合とか、そういったものを導入できるというような提案がありました。もちろん、江田島市では非常にふなれなサッカーに関するんですけど、先ほど胡子議員が言われたように、サッカーに詳しい、例えばNPO法人に関与してもらおうとかいうことも検討せんといけないと思います。現在、江田島市内のNPO法人等は、そういったサッカーのことについては多分、余り詳しくないんで、外部からそういったNPO法人に入ってもらって、サッカー全体の運営をしてもらおうとかいうようなことになろうと思いますので、いずれにしても、もう少し時間をいただいて、早急に検討を進めてまいりたいというように思います。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） そこで、やっぱりこの前の12月の議会の上本議員の質問のときにも、どうしてもお金がかかることもあるということですけども、ちなみに担当の部長のほうにお伺いしたいんですけども、これ、運動公園の整備というものについては、これ合併特例債の対象になると思うんですけども、これは間違いはないですか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 適正な答弁ができるかどうか、少し自信がありませんが、新市建設計画の中にスポーツ施設を整備するという文言が含まれておりましたら、それに基づいて県と協議をして活用も可能である、可能性はあると思います。すみません、

明確な答弁でなくて申しわけないんですが、新市建設計画の中に読み取れる文言があれば、県との協議において可能性はあるという答弁にとどめさせていただければと思います。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 新市建設計画には書いてるんです、スポーツ、レクリエーション施設の整備というようにありまして、また、お帰りになられて新市建設計画を読んでいただければいいですし、もちろん第2次総合計画にも入ってるということでありますから、恐らく私は、合併特例債使えるんじゃないかなというふうに思います。

仮に、使えたとしまして、これ本当に平成31年まで発行できると、要は、まずは自己資金5%必要で、残りの95%が合併特例債を起債できると。そのうちの、元利償還金の7割は後年度、国から交付税措置として受けられるという制度でありますけども、仮にサッカーコートの広さの人工芝にかかる総事業費が、1億5,000万としましょう。そうしましたら、まず、自己資金として750万円必要になりまして、残り1億4,250万を合併特例債を利用して、10年の期間で償還するとします。これを、今、金利0.6なのか1%なのかわかりませんが、仮に1%としましょうか。そうすると、言ってみれば最終的には、元利償還金の20%が交付税措置を受けますから、江田島市としての持ち出し資金というのは、初めの750万円と、あとはそれを含めて約5,300万円なんです。要は、人工芝の耐用年数が10年から12年としましたら、年間当たり530万円の投資ということになるんで、私は、実現可能な数値ではないのかなというふうに思います。

また、日本スポーツ振興センターの、スポーツ振興くじ助成金制度というのがあります。これ、いわゆるサッカーくじです、totoとかBIGとかありますけども、そういったものの、要は収益、この部分を利用して、スポーツ団体や地方公共団体などに助成対象となるんですけども、これに、いわゆる人工芝化の事業も対象になっております。こちらのほうが、言ってみれば、助成対象の経費が6,000万円、そのうちの5分の4補助、つまり最大4,800万円の助成金が得られるという仕組みになっております。

そして過去の、いわゆるQ&Aを調べていきましたら、実は、この今の助成金制度における、いわゆる人工芝化の事業の中の自己資金において、合併特例債を充てることが問題ないかというふうな質問に対して、ここの振興センターですね、問題ないというふうに回答されてるわけなんです。そういう意味では、仮に総事業費が1億5,000万としても、合併特例債であるとか、こういった振興くじの助成制度をうまく利用すれば、1億5,000万円の総事業費のうち、市の費用が約3,600万円に抑えられるということにもなりますので、ぜひ財政面においては、こういったところも検討を研究させていただきたいと思います。

次に、総合グラウンドの、いわゆる子ども広場にアスレチックをしてはどうかというところなんです。先ほど、教育長の答弁にもありましたとおり、子育て世代のほうから総合計画の、いわゆるワークショップの中で、子供を安心して遊ばせられる、無料で遊ばせられる場所が欲しいというフォローもあります。

今、実際、江田島市民の方がどこに行ってるかというところ、お聞きになってるとは思う

んですけども、いわゆる東広島にあります福富町にある、そういった湖畔の里福富とかそういったとこや、庄原にある備北丘陵公園等々に行ってるわけなんです。そこには、無料で遊べるアトラクションがある大型遊具等も設置されており、そしてまた、今、江田島市の子育ての世代だけじゃなくて、今は第二音戸大橋もありますので、やはり呉市民とか宇品かいわいの子育て世代も、ターゲットに入れることが、私はできると思います。そういった市場調査も、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それと、恐らく平成6年度に完成した、今の子ども広場、写真でも出しますが、これはもともとこういう施設であったんです。今はこれ、ゴールデンウィーク明け見ますと、本当にこういう状況なんです。やはり、たしか当初のときは1,000万ぐらいでできたんじゃないかと思うんです。そういう意味では、第2次総合計画の中にもやはり、こういった子供のための環境整備というのも入っておりますので、これから地方版総合戦略をつくれるわけですけども、もうすぐに取りかかれるような、これビジネスモデルだと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それと、最後のところに入りますけれども、今、一部の社会体育施設がNPO法人に委託管理業務にしていますね。これ運動公園じゃ思うんですけども、NPO法人の江田島スポーツ振興協議会、ここですと思っています。私は、ぜひとも、小用にあります江田島グラウンドであるとか、鹿田公園であるとか、そういった全ての社会体育施設を一元管理していたほうが、教育委員会にとっても、まことにメリットがあると思うんですけども、この点もう一度、教育長、答弁いただきたいと思うんですけども。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 今の、現在、先ほど教育長の答弁にもございましたが、業務委託かけておる状態を勘案して、いろんなものを見ながらその辺のことについては、検討してまいりたいと思います。確かに、一元管理できれば、管理しておる側にとっては有意なものもありますけども、範囲が広うございまして、今の廃校になった体育館なども、社会体育施設として貸し出しておりますので、そういうのも全部ということになると、なかなか広い範囲になりますので、その辺のことも勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） すみません、社会体育施設、一遍にというのはちょっと難しいと思うんですよ。まずは、今、江田島市総合グラウンド、飛渡瀬のグラウンドをそういうふうな状況でやってる、それを広げてみるというのをやってみてはいかがかなと思います。

ちょっと、残念な写真を見せますけども、これ鹿田公園ですが、これテニスコート5面あるんですけども、これテニスコートと言えるかどうかいうとこなんです。5面あります。こういう感じで、テニス場としては使えないと思うんです。やっぱり、そういったところも管理を行き届かせるためには、教育委員会だけで本当にできるかどうか、もしくは外部に委託したほうがスムーズにいくんじゃないか。もちろんあとは、予約システム等々もつくることも必要でしょう。そういったところも含めて、考えていただきました

いと思います。

それと、もう時間もありませんので、最後に先ほどの芝生化の話にもなります。

先ほど、市長がおっしゃったSRC広島という団体が、人工芝化にして江田島市の活性をしてはどうかという提案されております。また、そこにユースチームをつくれば、大柿高校にも入学させていきたいということで、大柿高校の、いわゆる5月22日の協議会でもプレゼンされておまして、協議会の各メンバーの方々も承知されているところであります。そして、今、市長がおっしゃった、そういったサッカーに余りなじみがない地域であるから、そういったノウハウを持っているところと、いろいろ意見を聞きながら考えていきたいということでもありますけども、そちらの今の、SRC広島という団体が、この7月4日、5日、一泊二日で、広島市内の小学生、20名を超える小学生と保護者が、能美海上ロッジにお泊まりになり、そして切串にあるポークアンドチキン江田島でバーベキューを楽しみ、そして飛渡瀬にある江田島市総合グラウンド公園のところでサッカーを楽しみ、もちろん島の2チームのジュニアチームもおりますので、そういった方々にもお声かけをして、いわゆる交流をしていこうということでプランをされております。言ってみれば、人工芝のコートがあれば、そういったことで広島、呉等々から、こういったジュニアサッカーチーム等が来て島を楽しみながら、そして、また来たい島、そういうふうにしていただいて、また20年後、30年後、その子供たちが自然豊かな江田島に遊びに子供を連れてくるというふうには、流れが循環していきますので、ぜひ市長のほうにも御検討を積極的にしていただきまして、お願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山根啓志君） 以上で、11番 胡子議員の一般質問は終わります。

この際、暫時休憩いたします。

13時20分まで休憩いたします。

（休憩 12時20分）

（再開 13時20分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 山本秀男議員の発言を許します。

○9番（山本秀男君） 通告に従いまして、9番議員、山本秀男は、2問について質問します。

まず、1問目は、江田島中学校の運動場について質問します。

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、重要な施設と考えられます。

本市の学校施設は合併後、各小中学校を統合し、耐震化工事を初め着実に整備されていることは評価するものでありますが、江田島中学校は、屋内運動場、体育館でございますが、廃校となった小用小学校の体育館を、耐震化されているということで、そのまま利用しています。中学校の体育館は、体育授業及び体育活動に支障を来しています。

一方、屋外運動場は、校舎新築により狭くなり、クラブ活動など、他の施設を借りている現状であります。

そこで、市教委としては、次の2点についてどのような考えかお伺いします。

1、屋内運動場について、小学校から中学校に移管したことに問題はなかったか。

2、当面屋外運動場として、また、各種行事などに、江田島高校跡地を利活用できないか。

次に、2点目の質問でございます。青少年健全育成等についてお尋ねいたします。

本市の青少年育成に関して、江田島市青少年問題協議会、子ども・子育て会議など、若者中心の育成を図っていることは承知しているところでございますが、子供の発達段階に応じた学習、また、家庭、保護者の学習も必要ではないでしょうか。子供の健やかな成長を願い、子供にとってよい親であろうという気持ちは、みんな思いは同じだと思います。基本的な倫理観、社会的なマナー、自立心や自制心などを育成する上で、家庭教育は重要な役割を担っています。そのためには、親と子の学習も必要と考えます。

本市の取り組みはどのようにされていますか。また、学習支援者（ファシリテーター）は、何人いるのかお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 山本議員から、2つの御質問でございますが、まず初めに私が、青少年の健全育成についてお答えし、その後、江田島中学校の運動場については、教育長をして回答しますので、よろしく願いいたします。

それでは、青少年の健全育成についてお答えいたします。

近年、我が国では、子供、若者を取り巻く環境が大きく変化しており、少年非行やいじめの問題、児童虐待など、子供が被害者となる事案等が全国的に発生しております。

議員御指摘のとおり、青少年の健全育成には、子供の発達段階に応じた学習と、家庭教育が非常に重要であると考えております。このため、保育施設においては、保育所保育指針に基づき、年齢別の指導計画を作成し、子供の成長段階に応じた教育、保育を提供しております。また、保護者懇談会や連絡帳を通じて、子育ての悩みや願いをしっかりと受けとめ、信頼関係を築きながら、子供と保護者がともに成長できるよう取り組んでおります。また、小学校、中学校においても同様に、保護者と連絡、連携を密に取っているところです。

最後に、ファシリテーターの御質問についてですが、ファシリテーターとは、先ほど学習支援者と言われたと思いますが、わかりやすく言うと、ワークショップ（体験型講座）での進行役、いわゆる促進者を担う方のことです。

広島県教育委員会は、平成20年度から、親プロ講座といいまして、これは親の力を学びあう学習プログラムの略ですが、家庭学習支援のメニューの一つとして、力を入れているところです。

本市におきましては、これまでその取り組みがおくっていましたが、その第一歩として、ことし3月に広島県立生涯学習センターの協力を得て、ファシリテーター養成研修を実施し、それ以前の資格者を含め、全体で25名のファシリテーターが養成できたところです。

本年度は、その成果を生かすため、市内4カ所で子育てをテーマにした、親プロ講座を計画しております。今後も引き続き、子どもの健やかな成長を育むための基盤形成に力を入れていくとともに、青少年の健全育成について取り組んでまいりたいというように思います。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） 江田島中学校の屋内及び屋外運動場についてのお尋ねでございます。

1点目の、屋内運動場の小学校から中学校への移管につきましては、平成26年第5回江田島市議会定例会において、上松議員の質問に対して答弁しておりまして、旧小用小学校の屋内運動場を中学校でそのまま使用することについて、中学校設置基準には、屋内運動場の広さを定めた基準はございませんので問題はないと考えております。新耐震の、旧小用小学校の屋内運動場を有効利用するということでもありますので、中学校の屋内運動場としては、他の中学校に比べて面積が小さいという認識は持っております。しかしながら、直ちに建てかえることも難しく、現状での利用をお願いしているところでございます。

2点目の、旧江田島高校の跡地の利用についてでございますが、昨年12月議会で市長が答弁しておりますとおりで、財務局から購入を打診されたことがあります。当時は、活用計画がないことから、取得並びに貸し付け要望は行っておりません。

今後、貸し付けなどによる利用を希望する場合につきましては、所有者である財務局と協議を行っていくことになると思われませんが、部分的な無償貸し付けは認めてもらえない点や、一時的な無償貸し付けはどのような条件であればできるかなど、さまざまなケースを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 再質問します。

まず、屋内運動場についてお尋ねします。

今、説明にもございましたが、市内4校の生徒と屋内運動場の大きさは、江田島中学が4月1日現在で生徒数が153人、屋内運動場は747平方メートル、能美中学は151人で運動場の面積は1,198、大柿中学は111人で1,114平方メートル、三高中学は41人で953平米となっております。さきの12月議会で、上松議員が質問し、市長、教育長は江中の屋内運動場が狭いということは認識されておると。耐震化工事を優先し、その後、検討するという回答でございましたが、学校現場では、たちまち支障もあると聞いております。例えば、バレーボールの試合は1面しか取れないので、生徒約30人で試合は6人掛け2チームで12人、残りの18人は他のことをせざるを得ないと。生徒数の一番多い江中が、なぜ一番狭いのか。確かに、先ほどの教育長の答弁もありましたが、施設の基準には当てはまるかと思いますが、行政は事あるごとに他市町とか他の施設とよく比較されますが、この公平性の観点からどのように思われるか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 公平性のことでございますが、義務教育は公平に受けられると認識しておりますが、建設時期や学校の状況、その他さまざまな要因などにより、全ての学校が同一規模、同一条件の施設とはなっておりません。現在、そういう状況の中で工夫しながら使用していただいておりますと認識しております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） それと、先般の上松議員の回答で、耐震化工事が一段落した後、検討するというところでございましたが、それでは、いつごろまで我慢しなければならないのか、我々は保護者から言われて、いつまで待っとけやということも言えんです。具体的な計画を、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 具体的な体育館の建設時期ということでございますが、前回、施設耐震化工事が一段落した後、検討するということがあります。財政的な面もございまして、校舎が老朽化している学校もございまして、そちらを優先するという場合もございまして、江田島中学校の体育館の建てかえにつきましては、いつ着手するという時期につきましては、現在のところ未定でございます。申しわけございません。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 今のお答えでは、具体的な計画は立っていないということのようでございますが、そうですね、子供の成長は待つてはくれませんよ。私は、教育のことはよくわかりませんが、江田島中学校の校舎は平成20年に建設されて、小用小学校の体育館が耐震化されているため、これを利用すれば体育館は新築しなくてもよい、渡り廊下は少々遠くなくても我慢しなさいと、経済性を優先し、中学校の教育環境をおろそかにした結果ではないかと、私は感じております。これについて、教育委員会はどうのように思われますか、お尋ねいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 教育環境の件であります。教育委員会といたしましては、学校教育の環境は非常に大切なものと認識はしております。ただ、いろんな要件、条件等ございまして、その中で、より充実した形と申しますか、できることをやっていっているということでございます。

中学校の今の体育館の渡り廊下の件でございますが、小学校の体育館を有効利用することがございまして、近くに校舎を建てればということも、その当時、検討があったと思っておりますけれども、あそこは山を背負っておりますので、日当たりのことを随分言われたように聞き及んでおります。それで、今の日当たりのよい場所に建築させていただきまして、渡り廊下で体育館のほうへというふうになったと聞いております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 体育館につきましては、早急に建設計画を立てていただきたいというふうに思います。

次に、屋外運動場のことですが、今、渡り廊下の話も出ましたが、先日5月31日に体育祭がありました。教育長も出席されて、私が一番感じたのは行進ですね、消防の出初め式よりええかのうどうがなかのういう、本当に立派な行進で、さぞかし学校の先生も厳しく優しくやられたんじゃないと思うんですが、ああいう規律を見てみると、何かやっぱり、本当に何とかしてあげたいというふうに感じておったところでございます。

それで、体育祭の話になりますが、一般の駐車場ですよね。駐車場は、保育園、あるいは海上自衛隊の荷揚げ場を一般の駐車場にされて、それでなお、足りないところは路上駐車をしておりました。それで、付近住民からの苦情もあり、警察も始動したと聞いております。御存じかと思えます。それで、こういうことがないように、保護者の方から、せつかく学校の隣に広い、1万8,000平米ですか、江田島高校の跡地があるのに何で使えんのかいのかということを開くわけです。せめて、行事するときぐらい使わせてもらえばええじゃないかと、そういう声が多く聞かれておるわけです。もちろん、運動会もそうですが、卒業式とか入学式とかいうのは、運動場へ駐車しております。天気がいい日ならええんですが、天気の悪い日だったらわだちがついて、また後、補修もせんにゃいかん。それで、江田島高校の跡地を借りるようなことはできないものか、お尋ねいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 江田島高校跡地の借り受けについてのお尋ねでございます。

江田島高校の跡地については、財務局の持つ土地になっておりまして、この土地を一時的に借り受ける場合、さまざまな条件が課せられることとなります。正式に申し入れをしておりませんので、一般論での回答ということでお聞きいただきたいのですが、一般的に、財務局が持つ土地を一部借り受けするときは、一部分だけを無償で借り受けるということは定められておりませんので、一部分を借り受けるときには有償で時価で借り受けるということになります。このときは、最長3年間の借り受けができ、更新は不可能ということになっております。これが、一般的な一部借り受けの場合のルールでございます。

また全部、敷地が全部で1万6,400平米ございますが、この全部を借り受ける場合、このときに無償で借り受ける場合は特例が設けられておりまして、管理受託方式というのがございます。これは無償で借り受けるかわりに、この1万6,000平米を適正な形で管理しながら、うちが管理をするからただで貸してくださいという方法ですが、これは3年以内ですることができて、更新は可能ということになっております。ですので、ただで借りる場合には、1万6,000平米全てを適正な管理のもとにおいて、きれいに管理をしておくということであれば、無償で借り受けることができます。

また、有償で借り受ける場合については、学校用地として借り受ける場合には特例措置がございまして、時価の5割減額、ですから時価の2分の1の額で貸し付けを受けることができる。これが財務局の国有財産法または国有財産特別措置法に定められております、普通財産の管理を委託する場合の扱いについてということ、一般論ということでお聞きいただければと思います。また財務局の土地の借り受けについては、さまざま

な制約が付せられることがございますので、教育委員会と協議しながら、実際にこの借り受けを検討する場合には財務局と詳細の部分を含める必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 一般論としては承知しておるところでございますが、まだこれも貸し付けの話もしてないということで、本当に困るとるわけですから、そのときだけでもあるいは3年なら3年でもいいですから、借りる気があれば、話も当然あってもいいと思うんですよ。教育委員会のほうとしたら、教育長これをどう思われますか。私は保護者やら学校やら実際に行ってみてこれは必要だろうというふうに感じるわけなんですけど、教育委員会のほうとしたらどういうふうに思われますか。最後に教育長、お願いします。

○議長（山根啓志君） 塚田教育長。

○教育長（塚田秀也君） お答えいたします。旧江田島高校の跡地でございますけども、すぐ中学校のそばにあり、しかも広いということなので、可能であれば活用したいと考えております。今後は市長部局のほうへ借り受けの形態などについて財務局と協議するよう働きかけてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 保護者やらみんなの要望でございますので、手続の開始をお願いして、次の青少年育成についてお伺いいたします。今回質問するのは先般我々の会派政友会で埼玉県三郷市に親の学習の研修について視察をいたしました。非常に感銘を受けたので質問するものでございますが、三郷市では一方的に講義を受ける座学ではなく、参加者が小グループをつくり乳幼児から小・中・高・保護者に至るまで参加に合わせた学習を、また親同士の交流のきっかけをつくっています。本市においても5月広報によれば、能美図書館で親の力を学ぶ学習を5月21日に開催しております。教育委員会も他の市に負けない生涯学習を始めたんだなというふうに感心しております。第1回能美図書館での講座の参加は何人ぐらいで、反応はどのようでしたか、お伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 能美図書館での親プロ講座の件でございますが、この講座を始めて間もないために市民の認知度がまだ低く、参加者につきましては12名にとどまっております。またそのときに先ほど市議さんも言われたように小グループというものもありますが、人数が少なかったなのでその形でやらせていただきましたが、参加者の終わった後のアンケートをとっておりますが、参加者の80%の方が子育ての不安が軽くなったとのアンケート結果を得ておりますので、引き続き親プロ講座の周知に努めて参加者をふやしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） まだやり始めだから手探りな状態じゃないんかとは察するわ

けなんです、生涯学習を導く学習支援者、ファシリテーター。これは先ほど答弁の中で県の養成講座に参加して本市では約25人というふうにお聞きしたようなんですが、その中で市教委、市の職員には何人ぐらい行かれたんかをお尋ねいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 市の職員としてはこの講座には修了証3名ぐらいだったと思います。ちょっとはっきりした数字が申せませんで申しわけございません。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 行かれておるのは行かれておるんでしょうが、この親の学習で大切なことは市ですね、教育委員会になるかと思うんですが、それとファシリテーターの連携があると私はこの研修で感じたわけなんです。親の学習はファシリテーターの導きにかかっているといっても過言ではないと思います。またよいファシリテーターを育むには市の教育委員会の支援が必要だとも考えます。先進地の三郷市では市教委に専属のファシリテーターがいました。またファシリテーターへの謝礼等もわずかではあるが支出もされておりました。本市のファシリテーターに対しても充実していこうと思ったら予算化の必要もあるかと思えます。市教委はどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） ファシリテーターに対する謝礼につきましては、1人1回当たり公民館講座の講師謝金と同額の5,000円を予定しております。まだ図書館や公民館の嘱託員がファシリテーターになっているものもございしますが、これにつきましては勤務扱いで対応することといたしております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） わかりました。最後になります、本市の教育委員会も生涯学習に尽力している姿を伺って安堵していますが、しかしながらまだまだ発展途上にあると感じております。今年度もこれから参加予定しているかと思えます。年に各町に1回ずつですか、これじゃちょっと数が足らんのかなと思います。せめて月に1回ぐらいはやるべきじゃないかなと先進地を見て感じております。また親の学習、親の力を学び合う学習はこれが正解ということはないと思います。日々の身近なことを話し合い、子育て段階に応じたプログラムを作成し積み重ね継続することが大切ではないかと思えます。またこれらを進行するファシリテーターの裁量が必要不可欠と思えます。市教委の担当者及びファシリテーターを先進地視察して、よりよい支援者等を育成して実りある生涯学習を要望し、9番議員は質問を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、9番 山本秀男議員の一般質問を終わります。

次に2番 酒永光志議員の発言を許します。

○2番（酒永光志君） 2番議員の酒永光志でございます。通告に従い2点の一般質問をいたします。

最初に公文書の管理保存についてでございます。公文書の管理に関する法律が平成2

1年7月に公布され、平成23年4月から施行されています。同法第34条で地方自治体の文書管理について規定され、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとされています。そこでお伺いしますが、1点目として、合併後10年を経過した現在の公文書の管理保存の状況について。2点目として、公文書等の管理に関する法律への対応について。3点目として、今後もふえ続ける膨大な公文書の電子化に対する考えについてお伺いいたします。

次に、江田島市における熱中症の予防対策についてでございます。夏本番に向け、熱中症になる人が増加し、そのピークは例年7月から8月の間であると聞いております。江田島市における昨年の熱中症による救急搬送患者数は14人で、その内訳は65歳以上の高齢者が10人、18歳から65歳未満の成人が3人、18歳以下の少年・乳幼児が1人で、14人中10人が7月から8月であったとのことでございます。この熱中症は適切な予防をすれば防ぐことができ、また熱中症になった場合でも、適切な応急処置により救命することができるとも言われています。江田島市における熱中症予防のための具体的対策についてお伺いいたします。

以上2点の質問事項について答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 公文書の管理保存についてお答えいたします。

1点目の合併後10年を経過した現在の公文書の管理保存状況についてでございますが、合併前の公文書につきましては、各町それぞれの文書保存の規程にのっとりそれぞれの書庫などで保存しております。合併後の公文書に関しましては、本庁の書庫や平成22年度に改修した旧秋月小学校などを利用して保管しております。また平成23年度には、広島県緊急雇用対策基金事業を活用した書庫整理業務を実施し文書保管スペースの確保やファイル目録を作成するなど、文書管理のための環境整備を行いました。ただし、長期保存が必要な文書についても分散管理になっており、分庁方式における課題であると捉えております。

2点目の公文書等の管理に関する法律への対応についてでございますが、この法律に基づいた条例制定はしていませんが、この法律の趣旨にのっとり、今後も江田島市文書事務取扱規程に基づき、適正な管理に努めてまいります。

3点目の今後もふえ続ける膨大な公文書の電子化についてお答えします。公文書の電子化については、今ある紙ベースの書類を電子化するというだけでなく、ファイル管理システムなどの構築もあわせて考える必要があります、今後を見据えた対応を検討していきたいと思っております。

次に熱中症の予防対策についての御質問にお答えいたします。

熱中症は、毎年5月ごろから発生し始め、7月下旬か8月上旬にかけて多発します。乳幼児や高齢者・慢性の病気を持った人を熱中症弱者と指摘する専門家もおり、効率的で効果的な予防対策の必要性が求められています。国においては、7月を熱中症予防月間と定め、地方自治体に対して、熱中症の予防と救急対策の推進を求めています。本

市においても、福祉保健部、消防本部、教育委員会が互いに役割を分担し、情報交換等の連携を図っているところです。これらの部署における取り組みの一例を申し上げます。福祉保健部では、育児学級や健康相談での普及啓発、集団健診実施時期の早期化に取り組んでおります。また、保育園児への健康観察及び空調調節による体調管理の徹底や、民生委員・児童委員や見守り支援員による高齢者への見守りや声かけなどを行っております。教育委員会におきましては、児童・生徒への保健指導、学校だよりを通じての保護者への啓発に努めております。さらに、消防本部では、職員が出向く出前講座や各種消防防災訓練の開催や応急手当講習などにより、市民に直接、熱中症についての知識や予防対策について広報しております。間接的な取り組みといたしましては、広報誌やホームページを活用して広報活動に努めております。今後も引き続き関係部署間での連携を強化するとともに熱中症発生の予防及び救急体制の構築に向けて、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） それでは再質問をさせていただきます。最初に公文書の管理保存についてでございます。本庁舎の移転やそれぞれの役割を持つ分庁舎もこのたび決定し、これから改修・移転等が始まります。庁舎の移転や建てかえ等に際しては、公文書の大量廃棄や散逸が危惧されますが、全庁的な対策や指示等その対策はされておりますでしょうか。お伺いします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員御指摘のとおり、これから分庁方式がスケジュール進行していくに従いまして文書の大量廃棄でありますとか、長期的に歴史的価値のある古文書などの保存という大きな課題が出てまいります。議員が危惧されてる点については今後江田島市文書事務取扱規程に従いまして、まだ全職員への周知の徹底が図られておりませんので、今後分庁方式への移転スケジュールが定まり次第、この文書保存につきましてもこの取扱規程に基づいた指示を徹底していきたいと考えております。課題というふうに総務のほうでは捉えておりますが、全庁的な指示という点ではまだできていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） このような移動に伴う整理では、必ず廃棄することが伴いますので、引き続き適切な対策をお願いしたいと思います。

次に本市では先ほど説明にもありましたが、江田島市文書事務取扱規程に基づき文書管理がなされておりますが、私はその規程においてはアーカイブズ、文書保管を目的とした施設や仕組みのことでございますが、アーカイブズの視点が不足している用に思います。合併により引き継いだ文書、あるいは歴史的な古文書等の保存管理、また、保存期間を過ぎて廃棄対象となった公文書等からの歴史的な資料を選別し、収集、整理、保存をしなければならないと思いますが、どのように考えておられますか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） ただいま御指摘いただきました点につきましても、合併

から10年が経過しておりますので、文書保存では1年、3年、5年、10年、長期という保存の区分を設けておりますが、10年を経過したものについては原則この文書取扱規程でいけば廃棄ということになります。その中で歴史的価値のある古文書になり得るであろうというものについては、抜き取る作業が必要になってこようかと思っておりますので、そのあたりについてはまだ十分な知見が総務の中に蓄えられておりませんので、今後の研究課題というふうに捉えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） このような歴史的資料は市民共有の財産でもあり、また知的資産でもあると思います。これらを活用し、次の世代に引き継ぐというアーカイブズの視点が大切だと思いますので、ぜひ取り組みをお願いいたします。

合併後10年が経過し懸念されていた1市4制度の解消となった今、公文書も江田島市方式が確立されたと思います。公文書保存管理のための公文書館的なスペースの確保も先ほどの説明ではできておると感じております。人材についても公文書のプロであった職員が多数再任用され現在活躍されております。今後も何年かはこういう状況は続くと思われまので、私は今が取り組みへのチャンスであると思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほど市長答弁で申しました平成23年度の書庫整理業務でございますが、この書庫整理業務は平成23年に広島県の緊急雇用対策基金を用いて実施させていただいております。その事業により、今まで各町の書庫で保管しておいた文書のファイル化を行ったりですとか、既に各町で規定されている保存年限を過ぎておるものを廃棄したり、スペースを確保させていただきました。またこの事業を行ったときには株式会社ぎょうせいにその知見をいただいたわけですがけれども、そういった専門的な業者の知見もいただきながら、また議員御指摘いただきました、行政文書の作成のプロであります私たち先輩の知恵もお借りしながらこの業務については取り組む必要性があると思っておりますので、再任用職員の有効活用という観点からも今後検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、公文書の管理に関する法律への対応についてでございます。必要な施策の策定及びこれに実施について努力義務を課せられていますが、今後の計画はどのように考えておられますか。また、一部の自治体では公文書管理条例を策定し、情報公開の仕組みをあわせて公文書管理に関する取り組みを進めているところもあります。アーカイブズの視点からも本市でも条例化を検討すべきと思いますが、お聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員お示しいただきました条例化についてでございますが、この一般質問に際しまして県内各市町に照会をかけましたところ、本件では安芸高

田市が1自治体、この条例を制定しております。これは、6町対等合併によって歴史的な文書が散逸してはならないとの思いから条例を制定したというふうに伺っておりますけれども、条例制定化されておりますけれども、やはり人的資源、または財政的な課題などがございますので、これもまだ全庁的な取り組みにはなり得ていないというふうに伺っております。また、全国の自治体にかけて、これはインターネット上の照会でございますので十分ではないかと思いますが、条例化されておる自治体が全国で15自治体ということで、まだまだこちらの行政文書の管理保存については、全国の自治体も取り組みがやはり市民サービスのほうが優先順位としてはどうしても上になりますので、大切な行政文書ではあるんですけれども、そちらにかける人的資源、予算の点では優先順位がどうしても下になってしまうというところで、取り組みが進んでないのが現状と認識しております。御指摘いただいたことは、総務部のほうでも重々この行政文書の重要性については承知しておるところではございますが、限られた資源の中で今後取り組みを進めていきたいと考えております。また、条例化については、もう少し研究する必要があると思っておりますので、現在のところは他市の動向を見据えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 他市の動向を見据えてという意見も今お聞きしたんですが、もうひとつ踏み込んで言えば、江田島市が先進的な事例として取り組むということも1つはあると思っておりますので、十分そこらあたりを検討をよろしく願いいたします。

次に、公文書の電子化についてでございますが、先ほどの答弁で仕方ないかなと思うわけでございますが、中に永久保存が必要な公文書や歴史的な古文書の資料の保存活用について、これは有効な手段ではなかろうかと私は思っております。ぜひその検討をお願いしたいと思います。

最後に、この文書管理はやり始めたらきりがなく、でもやらなければいけない。私はライフワーク的な自治体にとっては必須アイテムと思っております。ぜひ粘り強い取り組みをお願いいたします。

次に、江田島市における熱中症の予防対策について再質問をいたします。ただいまの市長の答弁で予防対策の大枠はわかりました。そこでより具体の質問になりますけれども、園庭やグラウンド、体育館での運動機会の多い園児、児童・生徒の熱中症事故防止の対策はどのようにされておりますでしょうか。お聞きします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） まず保育施設での取り組みについて説明させていただきます。園児につきましては、毎朝、検温や健康観察を実施いたしまして体調の変化に気をつけているところでございます。また施設内においては全室エアコンがありますので、早目に空調をつけるなどして園児の体調管理に徹底しておりますところでございます。また外で直射日光が当たる園庭につきましては、日よけネットあるいは簡易テントやパラソルを利用して、なるべく園児が直射日光から避けられるようにしておりますところでございます。また帽子を着用させたり、水筒を持参させたりということを義務づけまして

熱中症の予防対策を講じているところがございます。なお、保育士につきましては、毎年1回の救急救命研修を受講させておりました、その中で熱中症に対する応急措置も研修しているというところです。

以上です。

○議長（山根啓志君） 渡辺教育次長。

○教育次長（渡辺高久君） 小中学校でございますが、児童・生徒に対しましては、保健指導で水分補給や熱中症予防として規則正しい生活をするような指導を行っております。また、体育館や教室などしっかり換気するようということも行っております。もし、児童・生徒が気分が悪くなったら、担任の先生または近くにいる先生にすぐに伝えるようにというふうに指導しています。また、保護者に対しましては、学校だより等で注意を呼びかけているところです。また、児童・生徒に水筒を持参させ水分補給をさせる、それから学校によりましては冷水機を設置しておるところもあります。教室では扇風機を使用していると。それから小学校におきまして、エアコンが設置されている部屋をクールダウン用に設定し、暑さが厳しい日には交代で使用するというようなことも行われているところもございます。各教室には温度計を設置して、温度には気をつけているということもございます。それから環境省の熱中症予防情報サイトというのがございまして、翌日と翌々日、1日2日後の熱中症の暑さ指数のようなものがありまして、この近辺では下蒲刈と呉がたぶん測定地になってございますが、そういうようなことも校長会などで情報提供していけると考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 各施設での取り組みをやっていただいていることに感謝いたします。1つの例として、例えば保育園の園庭でも小学校でもミストスプレーを設置してやっておるところもあるんですね。それは結構子供たちも喜んで、涼しいですから、保育の一環としてやっておるところもありますし、熱中症予防対策のことでもやっておるところがありますので、ミストについてはそんなに費用はかからないと思うんで、そこらあたりの設置も検討していただければありがたいなと思っております。子供はもちろんのことでございますが、保護者との緊密な連携が大事だと私は思いますし、また家庭でも十分な対応ができないこともあると思います。行政側の十分なフォローをこれからもお願いしたいと思っております。

次に、今子供たちのことはお聞きしましたけれども、熱中症になる危険性の高い高齢者に対する具体の対策についてどのように実施されておるか、考えておられるかをお聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 高齢者の方への熱中症対策についてお答えいたします。まず、市内には民生委員、児童委員の方が101名おられますけれども、その中の高齢者見守り活動として毎月2回ほど訪問していただいておりますが、この暑い時期には熱中症予防についていろいろ話を、予防とかですね、もしちょっと気分が悪くなったらどうするかとか、そういった話をしていただいております。またそのときにはパンフ

レット等をお配りして、気をつけるところを話をしてもらっているところです。その内容として、熱中症対策としてよく言われるんですけども、日中はとにかく小まめに水分補給、塩分の補給をするという点とか、枕元に水を置いて寝るとか、朝起きたらすぐ水を飲むとか、あるいは我慢をしないで早目にエアコンをつけたほうがええよ、きょうは暑くなるよ、扇風機だけじゃ足らんよというふうな話をさせてもらっているところでございます。

また、高齢者の中でも特に75歳以上の単身世帯とか高齢者だけの夫婦の場合には、希望された方には各地域に見守り支援員という方が29名ほどおられるんですけども、その方も月2回の見回りをさせていただいております。その中でも同様にこういった声かけをさせていただいております。見守り支援を希望されておる方につきましては月4回ほど、ざっくり言うて週1回ずつは民生、児童委員の方と見守り支援員の方に見に行っているという状況になっております。高齢者の方は熱中症になりやすい、これが結局年をとって暑さ寒さを感じにくくなっている、あるいは自分が喉が渇いとるというのに気づきにくいという点がございます。そこらがありますので、この時期については熱中症に気をつけていただくように見守りの中で話をしていきたいと思います。今後も継続していきたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ありがとうございます。民生委員、児童委員の方それから見守り支援員の方、大変この暑い時期に自分たちの健康管理も含めて、高齢者の方の見守りもせにゃいけんという大変な時期でもあるんですが、今合わせて4回ということがありましたけれども、例えば週1回ずつくらいになるかもわかりませんし、民生、児童委員さんは2週間に1遍というようなスパンになると思いますので、高温が続くときには大変御足労と思うんですけども、できたら例えば市役所から連絡をしてでも1度回っていただけませんかというような取り組みをお願いしたいと思います。やはり自治会のほうでもそこらあたりは話題に上っておって、自治会としてもそういう取り組みをしていかにゃいけんのじゃないかなという話も出ておりますので、今後また自治会長さん等の集まりがあったときには、行政側からもそういう一言をやっていただければ自治会活動についての力になると思いますので、よろしく願いいたします。先ほど福祉保健部長さんの説明にもあったんですが、特にひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方が心配されますので、よろしく願いをするところでございます。

次に、熱中症の予防対策として国においては、各省庁において啓蒙啓発資料を作成され、一部は県や市町にも届いていると思いますが、我々市民にはそれは伝わってきておりません。市民に対する啓蒙啓発はどのように考えておられますか、お聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） 国のほうから啓蒙の資料がどうかという質問なんですけれども、厚生労働省の水道対策のところでは健康のために水を飲もう推進運動というところから熱中症対策のポスターが配布されておるんですけども、これが市には1枚しか届かないそうなんです。それでこの厚生労働省からのポスターについては江田島支

所だけの掲示になっております。広島県とかあるいはほかのいろいろなところから出てくるチラシ類については、先ほども言いましたように民生、児童委員さんに回ってもらったりあるいは市の中でいろいろな健康教室とか人が集まる場ではそれらをプリントして配らせてもらっております。あるいは出前講座なんかにしても、この時期になりましたら、熱中症の予防について保健医療課のほうでやらせていただいたり、あるいは消防本部のほうの出前講座でもやっておるところでございます。これからはどんどん真夏日、30度以上超えたり35度超える猛暑日という日がふえてくると思いますので、今後も市民への広報については充実させていきたいと考えております。ただ、市民の皆さんも朝起きたら、例えば天気予報を見たら今ごろ熱中症注意報といますか、熱中症指数とかいうのが出てきますので、それを朝チェックしていただいて、きょうはちょっと注意度が高いのというときには外出を控えていただくとか、あるいは水分をいつもより多目にとっていただくとか、そういったところにも気をつけていただけたらと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ポスター等は当然国が作成して、市町までいうたら1枚ぐらいしかないとは思いますが、現在ではネット検索とかいろいろ手段がございます。その中にちょっと検索するだけで消防庁やら厚生労働省やら環境省が出されておるこういうような資料がすぐ出てきます。これらを活用していただいて、これは国がつくる資料ですから、それを転写することは私は影響はないと思いますので、それを活用していただきたいと思います。既に季節は初夏に入っておりますので、スピーディーな取り組みをお願いするところでございます。

最後に、消防長にお聞きします。市民の方の中には調子が悪いのに救急車を依頼するのを遠慮、もしくはためらい、症状を悪化させる場合も考えられます。ためらわずに救急車を呼ぶことがこの熱中症にとっては大事だと思いますけれども、市民に対するこれらの広報はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（山根啓志君） 小林消防長。

○消防長（小林 勉君） 救急車をためらって重症化することのないように消防本部が行っている広報についてお答え申し上げます。熱中症については広報紙やホームページで記載しておりますが、熱中症かなと思ったら涼しい場所に移動し冷やす、水分、塩分を補給する、よくなる時は病院へ、緊急時にはすぐに119番、熱中症になる前に小まめに水分補給をしましょうといった記載をホームページで既にしておりまして、広報えたじまの7月号に掲載する予定でおります。また昨年38回熱中症での出前講座の要望がありまして広報はしておりますが、先ほど議員が言われましたように消防本部では、お金をかけずに消防庁のホームページにこういったチラシがあるわけです。熱中症を予防して元気に夏をという、これをダウンロードしてコピーしてこの資料をもって出前講座に出ております。この中には、こんなときはためらわずに救急車を呼びましょうと書いてあります。自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く動けない場合はためらわずに救急車を呼んでくださいと。これは自分のことです。他人から見たら意識がない、おかしい、全身のけいれんがあるなどの症状が発見された方はためらわずに

救急車を呼んでくださいと。このように具体には書いてありますが、総じて自分で調子が悪いなと思ったら遠慮せずに119番をしてくださいといった広報をしております。

以上でございます。

○議長（山根啓志君） 2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） ありがとうございます。救急依頼が多い中、中にはタクシーがわりに使うというようなひどい事例もあるように聞いておりますけれども、大変とは思いますが、よろしく願いいたします。先ほどの答弁にもありました7月は環境省が熱中症予防強化月間と定めております。本市においても力強い取り組みをお願いするところでございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、2番 酒永議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

14時40分まで休憩いたします。

（休憩 14時23分）

（再開 14時40分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 平川博之議員の発言を許します。

○1番（平川博之君） 皆様こんにちは。1番議員、公明党の平川博之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは通告に従い質問いたします。

地方創生についてお伺いいたします。国はまち・ひと・しごと創生で人口減少克服と地方創生を行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、長期ビジョン人口を確保する中長期展望を提示し、総合戦略で2015年から5年間の政策目標や施策をまとめています。その中で市町村は、平成27年度中に地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定に務めることとなっています。そこで現段階での江田島市の地方版総合戦略の実現に向けた考えについて、次の3点をお伺いいたします。

1点目、地方における安定した雇用の創出、しごとの創生に関する取り組みについて。

2点目、地方への新しいひとの流れをつくるためや安心して子育てなどができる、ひとの創生に関連する都市と農村の交流及び子育て支援に関する取り組みについて。

3点目、地方で安心して暮らせるように各地域の特性に即して課題の解決をする、まちの創生に関する在宅支援、見守りの現状について。

以上3点をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 地方創生の取り組みについての御質問にお答えいたします。

国はまち・ひと・しごと創生法に基づき、地方自治体に対し地方版の人口ビジョン及び総合戦略を策定するよう求めており、本市においてもこれらを今年度中に策定すべく取り組むこととしております。また、策定に当たっては、住民、産業界、教育機関、金融機関などからなる外部有識者との意見交換の場や、市長を本部長とする内部組織を設け、これらの検討を行うよう準備を行っているところです。

江田島市版総合戦略の具体的な取り組み内容は、こうした体制により、これから検討してまいりますのですが、国が、地方版総合戦略に盛り込む施策分野として掲げる、地方にしごとを、地方への人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくるについては、江田島市の最上位計画である総合計画に内包されているものであり、江田島市版総合戦略については、これを踏まえた内容になると考えております。こうした状況を踏まえた上で、まず、しごとの創生についてお答えいたします。

本市の地理的条件や産業構造などを勘案しますと、しごとづくりにおいては、工場誘致による雇用創出などは、多くの件数は見込みがたい面があると認識しております。このため、企業立地奨励のほか、新規創業や特産品の高付加価値化などの促進による新たな雇用の創出や、既存産業の活性化などに着実に取り組むことにより、しごとづくりを図ってまいりたいと考えております。

次に、ひとの創生についてでございます。ひとの流れをつくることは、第2次江田島市総合計画でも、戦略の1つとして掲げているところです。また、安心して子育てできる環境をつくることは、出生率の向上を図るために必要なことと認識しており、江田島市の強みである、豊かな自然や風景を体験・体感できる施策を進めることなどにより、江田島市のファンをふやし、定住も含めたひとの流れづくりを図るとともに、子育て支援センターを核として、子育て支援施策の充実や保育施設の整備を進め、子育て環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

最後に、まちの創生についてでございます。人口減少社会においても、安心して暮らせるまちづくりを図るには、議員御指摘の見守りの確保もその構成要素として考えられるところです。現在も、地域住民と行政が一体となった見守り支援員による高齢者等の見守り活動、光回線を利用した見守りサポート事業、買い物支援を通じた見守り活動等に取り組んでいるところです。今後も見守り活動対象地区の拡充に努め、安心生活の創造を推進してまいりたいと考えております。

まち・ひと・しごと創生法の目的は、人口の減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保することにより、将来にわたって活力ある社会を維持することにあります。具体的な内容の検討はこれからになりますが、市としては、今後、第2次江田島市総合計画との整合を図りつつ、将来にわたって活力ある豊かなふるさと江田島の創生に向け、力強く取り組んでまいります。

○議長（山根啓志君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） 御答弁ありがとうございました。それでは今市長のほうからお答えもあつたんですが、何点か再質問させていただこうと思います。

先ほどの答弁にもありましたように、会議等行われていくということだったんですが、今年度から始まりましたが、総合戦略会議等を江田島市として、現在、どれぐらい開催され、先ほど有識者の方もと、若干言いましたが、これは市内だけなのか、市外の方も一緒に含んだものなのか、もしわかればお答え願いたいと思います。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） これまで会議を行っているかどうかということござい

ますが、現在会議で検討するための資料を作成しておる状況でございます。準備が整い次第、開催したいと考えております。そして開催後は、必要な内容については逐次議会のほうへも全員協議会などでお知らせしていきたいと考えております。

外部の有識者の方についてですが、大きな柱のしごとづくりの分野、ひとの流れづくり、結婚・出産・子育て、時代にあった地域づくり、この4つの大きな柱がございますが、この大きな柱のそれぞれの分野の団体から約10団体、もう少し超える程度の団体からお願いをする予定としております。なお、中には江田島市域を超える方の意見も考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） ありがとうございます。今からということなんですが、今の有識者の件で、戦略の1つとして人口5万人以下の市町村については、地方創生人材支援制度というのがあるんですが、江田島市として国家公務員とか専門員の派遣をそういった制度で活用していこうというお考えはありますか。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 現在、地方創生人材支援制度の活用については現在考えておりません。考えていないというか、活用していません。今後必要があればその対応をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（山根啓志君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） すみません、今のちょっとあれなんで。一応ひとの流れをつくっていくというのも結局は外部からのことになってくると思いますので、そういった外部の識者の方に、いろいろなところを見ての方もらっしやると思うので、そういった方をどんどん取り込んでもらえる時期に取り込んでもらって、始まったばかりのものなんですが、いろいろな工夫をしながらしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

もう1点、本市として、先ほど市長もおっしゃってましたが、総合戦略の地方創生を推進する江田島市としての柱はどの部分に置いているのか、もしお答えできたらお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 江田島市版総合戦略はこれから検討していくものでございまして、現時点において、具体的な柱について明確な答えをすることは非常に困難でございます。国はまち・ひと・しごと創生法に係る政策の柱として、先ほども言いましたが、4点の項目を掲げております。戦略においては、第2次総合計画に掲げる市民満足度の高いまちづくり、そして未来を切り開くまちづくりの考え方を踏まえつつ、国が示す4点の柱に据えて構成していくものになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 1番 平川議員。

○1番（平川博之君） まち・ひと・しごと、3つあって全てつながってくるんです

が、私も今回ちょっとだけ勉強した部分で各自治体の中には第3子が生まれたら100万円を、例えば生まれたときに40万円とか、入園するときに10万円とか20万円とか分割でやって、子供をたくさんつくっていかうとかいう取り組みをしたりとか、そういったことをしとる市町も中にはあります。江田島は現在はこれといった産業がありませんので福祉向上が、先ほどの自然豊かな島ですので、そういった部分でしっかり福祉向上を目指してやっていただけたらと思います。今言ったように、今駆け出しで始まったばかりですが、私も今回さまざまいろいろな資料とか見ましても、地方創生というのがちょっとわからなくなるような奥の深いものになってまいりました。各自治体も地域活性化や人口減少などに取り組んでいく中で、本市もよそに負けられないよう私たちもいろいろな人から意見を聞いて市のために頑張りたいと思います。本当に行政の方には大変お世話になりますが、市民の安心な暮らしを守るために今後も果敢なるチャレンジを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、1番 平川議員の一般質問を終わります。

3番 上本一男議員の発言を許します。

○3番（上本一男君） 3番、上本一男です。きょうはこれで最後であります。すみませんが、もうちょっとつき合ってください。このたびやはり同じみたいな江田島市を元気にしたいというような気持ちで皆さん質問されとると思います。僕の質問も大体、酒永さん、平川さんと同じみたいな感じですけど、ひとつよろしくお願ひいたします。

江田島市の活性化について。第1次江田島市総合計画が終わり、第2次江田島市総合計画で、市民満足度の高い・江田島市の未来を切り開くまちづくりを掲げスタートしましたが、合併後この10年間で5、000人の人口減に至っております。このたびの第2次総合計画では、平成37年度の目標数値は市民満足度70%、目標人口2万3、000人、交流人口100万人とうたっていますが、この目標値を達成するには、相当の努力が必要だと思ひます。市はどのような実行策を練っているのか。今現在の具体的な執行案をわかりやすく教えてください。お願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 答弁を許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 江田島市の活性化についての御質問にお答えいたします。

昨年度末に策定いたしました第2次江田島市総合計画では、10年後の目指す姿として「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を掲げ、市民満足度の高いまちづくり及び未来を切り開くまちづくりの2つの戦略により、その実現を図っていくこととしております。

また、10年後の目標人口を2万3、000人と設定するとともに、2つの戦略において、それぞれ「市民満足度ポイント70点以上、総観光客数100万人」という目標を掲げたところです。議員御指摘のとおり、この目標の達成は容易なものではなく、行政のみならず、市民や団体など多様な主体の参画により、江田島市の総合力を発揮する必要があると考えております。この目標の達成に向けた具体的な事業は、第2次江田島市総合計画の実施計画として取りまとめられておりますが、例えば、市民満足度ポイントの低い分野である交通や産業に関しては、より適切な公共交通網づくりや、公共交通の魅

力づくり、農林水産業の担い手の育成、確保やオリーブの振興などに取り組むこととしております。また、江田島市の強みである豊かな自然や風景を生かしつつ、交流人口の増加を図るため、体験観光の充実やアクティビティスポーツの振興、景観の保全や体験型修学旅行の受け入れなどに取り組むこととしております。今後は第2次江田島市総合計画に掲げた2つの戦略に基づき、P D C Aサイクルによる評価と改善を加えながら事業を進め、将来の目指すべき姿である「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） ありがとうございます。今江田島市というのは市長を中心に議長、職員等一丸となって1つの目標に向かって進まにゃいけん思うんですね。そのとき事務局の平井さん等がいろいろ僕ら議員にプレッシャーをかけてくるんですね。このたびは、滋賀県にある市町村研修センター、年に1回は行くようにというようなプレッシャーをかけてくる。また、平素は常任委員会等、今月に1回ペースでやらせてもらいよんです。それはどういうことかといえば、やはり意識改革じゃ思うんですね。議員に対してはそういうことをやる。今職員の研修とか何とかいうのはどういうふうになつとるんですか。ちょっと誰か教えてください。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 職員研修についてのお尋ねでございますが、議員先ほど申しました全国市町村国際文化研究所、滋賀県にございます。議員参加されたということでございましたけれども、こちらの研修センターのほうはピンポイントでテーマをしぼった研修を職員に提供していただいています。例えば、私が参加させていただいたのは行革、行財政改革にどういうふうに取り組むのかということでありましたり、政策推進室のときにはこういう不動産をどういうふうに有効活用すればいいのか、そういうふうに政策テーマごとに大体3日から4日、長いときは1週間あたりするんですけども、そういう研修を提供していただいている施設でございます。手元にあります資料は、平成20年からのものしかないんですけども、20年からこちらにかけては、少ないときで3名程度、多いときでは8名ぐらいの職員が、それぞれの行政実務に即した、今の時代にマッチしたテーマに応じた研修に参加させていただいております。それ以外のもので申しますと、広島県と市町で設けております広島県自治総合研修センターという研修センターが広島市にございますが、そちらのほうには平成23年で83名、平成24年で92名、25年が99名、26年が111名というふうに市としましても人材育成の基本方針を設けておりますので、時代に即した政策テーマに応じた研修に職員には積極的に参加するように勧めております。しかしながら悩みとして1つございますのが、議員御存じのとおり、職員が合併当初から現在までで約3割程度減ってきておる状態があります。その中で研修に出向くということになりますと、職場のほうにも負担がかかってまいりますので、研修に多く参加させたいという思いはありながらも、なかなか思うように進んでいないという課題もありますので、今後も必要に応じて政策テーマに沿った研修には職員は積極的に参加するように勧めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） ありがとうございます。僕らは18人おって今度18人は行くんですよ。去年までは18人の半分は行きよった。今市職員は何人おるんですか。380人弱でしょうが。今行きよんが8人よ。8人とか5人ではどうなろうね。僕はやはり意識改革ということなんです。人材育成はやっぱ気持ちを変えていけんじゃ、何ぼ市長応援しよう思うてもだめなんですよ。井戸の中におんなじようにおって、僕らも研修で廿日市に行く、大竹に行く、議員研修あるんですよ。今は80人ぐらい広島研修に行かれるって言いよったが、それは議員団の大竹に行って勉強する、呉に行って勉強すると、おんなじことなん。そうじゃのうて、やはり山本さんが市長に上申して、こうこうこうで課長連中ちょっと行かそうやとかね。8人だの5人だのというのは行かしよううちには入らん。やる気がない。その辺を十分考えてください。やはり活性化するというは、お互い共通認識を持たんとなかなかならんのですね。山本さんにしても、市長にしても副市長にしても引っ張ってもわからんのに、どうやって引き上げる。いうことは、平生は行かせてください。僕の考えは最低300おれば、せめて20人や30人は1年に1回ぐらい行かせてください。その辺から話せんことには、なかなかスタート台に並ばんよ。そういうことをまた僕らも、胡子さんがこのたびも人材育成の改革について考え、そういうテーマでいろいろやりよります。それとおんなじように職員さんも頑張っってやっってください。ひとつお願いいたします。

それと今度また大柿高校のことをまた引っ張りだして言うのは悪いんですけど、僕が思う大柿高校の活性化がなぜしなければいけないかということ、企業誘致等何ぼ言ってもうちに来てくれる会社はないんですよ。ひょんなことでSRC広島の中本さんという方なんですけど、あの方は中町出身で定年はまだならんのですが、こっち帰って地域のために頑張ろうと。いうのは、やはり東京、石破さんが考える地方創生とおんなじようなもんです。そのの頭脳を各地方にばらまいて同じようなレベルで底上げしよう。それと一緒に、今そういう人が外から入っってきて、どうにかここを助けますよいうことで帰っってきて。今、人工芝生のような問題もやっくれりゃみやすいんですけどいうような問題もあるんですけど、外からこっちが手を差し伸べても企業は来てくれんですよ。向こうからどうもせんでも来てくれと。僕はその辺を市長もうちょっと真剣に考えて。うちへ来てくれというても、うちは年間500人をどうやっても減る。それをどうにかふやすためには、やはりそういう人をうまいこと、例えば人工芝生のグラウンドができんのを引っ張り込む。その辺はトップの市長がもうちょっと考えてもらわんじゃいけん僕はいけん思うんです。市長。

○議長（山根啓志君） 田中市長。

○市長（田中達美君） まず初めに研修のことですが、研修については実は皆さんもわかると思いますけれども、合併以後、行財政改革を進めるということで職員の出張とか研修とかものについては、相当予算削っつと今日まで来ております。私の感じとすれば、現在の研修費については相当少ないというように感じております。最低、必要限の研修に参加しとるようなことですが、できれば来年は予算をふ

やしたいと私的には今のところ思っております。ぜひ来年の予算の中でそういったものがふえたときに、何でこんなものをふやしたんやと言わんように、ひとつお願いしときたいと思います。

というのは、世の中が物すごいスピードで変わっておりますんで、例えば地方創生のことについても議員さんはぱっと会派でまとまれば、すぐ行ってみるかと思うことができますが、市の中でははっきり言いまして、そういったことの研修費の予算は全然組んでません。ただ義務的に、例えば3年たったら職員はこの研修を受けないといけませんよというような研修はあります。その役職の段階に応じて受けなければいけない必要な研修があります。そういったものには予算づけて組んでおりますけれども、それ以外の適宜、タイミングを狙って、例えば私らが行っても、増田さんらの研修何かもあります。講演なんか。そんなもんにも本当は職員を東京まで連れて行って、聞いてもらいたいというようなことはありますけど、そんなもん予算組んでません。

それは何かというと、行財政改革を進めるということで今日までずっと来て、若干、江田島市の基金の積み上げとか起債の削減をしてきとるということにあらわれてるわけなんですけど、全体として私個人も研修費は、江田島市の職員の研修費は非常に少ないと思いますんで、来年は今年度よりは多分研修をふやしますんで、そのときにはひとつよろしくお願いたします。

それと外から、市外からいろいろな方がいろいろなことを提案されます。非常にたくさんたくさんいろいろな方がいろいろなことの提案をしてみますんで、我々としてはその提案の中身について今朝からの議論がありますように、一つ一つ、全く取り上げることもできないような、希望的なこういうこと希望しときますんで、できたら取り上げてくださいうような場合もあります。どうしても、例えば人工芝を張るのをどうしてもやっていただきたいと、取り上げてほしいというような、強弱はありますけれども、さまざまな提案が市外の方からもございます。今回はそういった人工芝のことについては、検討する、検討しなけりゃいけないというような課題と思っておりますんで、今朝も申し上げましたように、プレゼンをしていただいた内容について、どれだけの客観性があるかということ、時間が余らないんで、今年度の予算編成までには一定の結論を出す必要がありますんで、残り時間ありませんけども、ぜひそのあたりのことについては早く検討してみたいというふうに思っております。

非常にいい提案ですので、私から言いますと江田島市内の中からはそういった提案はなかなか出てきにくい、さすが外からの方の提案というふうに思っておりますんで、大柿高校のことについてもそうですけれども、今朝大柿高校のことについても答弁いたしましたように、今後の課題として、残り時間がないんですけれども取り組んでいくように考えております。

○議長（山根啓志君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） ありがとうございます。今この江田島市は、僕はほんま恵まれたええ島じゃ思うんです。外の人にはなかなかこの島のよさいうんがわからんのですが、そういうような外から入ってきたいと、来たいいうものはとりあえず門戸を開けて、人を受け入れるようにして、そこがスタートじゃないかな思うんです。そういうぐ

あいにして、僕らの持っていないいろいろな知恵は外からも入ってくる思います。その辺を市長、またひとつ十分検討してまたあれしてください。

きょう僕の一般質問はそれだけです。どうもありがとうございました。

○議長（山根啓志君） 以上で、3番 上本議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

なお、2日目は、明日午前10時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

（延会 15時18分）